

2020 年度
自己点検・評価報告書

国際大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	P1
II. 沿革と現況	P3
III. 基準ごとの自己評価	P5
基準 1. 使命・目的等	P5
基準 2. 学生	P13
基準 3. 教育課程	P39
基準 4. 教員・職員	P54
基準 5. 経営・管理と財務	P62
基準 6. 内部質保証	P68
IV. エビデンス集一覧	
エビデンス集（資料編）一覧	P72

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

① 設立の趣旨（建学の精神・基本理念）

国際大学（以下「本学」という）は、広くわが国の経済界、教育界並びに地域社会の強い支援を背景に、昭和57(1982)年、国際社会で活躍できる高度な専門的知識を持った職業人の育成を企図する大学院大学として開学した。建学の理念を明文化するにあたっては、研究者養成を主な目的とする在来型の大学院とその性格を異にするプロフェッショナル・スクールとしての性格に鑑み、経済界、教育界などの学外有識者から構成された本学顧問会における議論を経て「国際大学大学院のあり方」が起草され、理事会の承認を得て制定された。このなかで述べている設立の趣旨は以下の通りである。

- (1) 本学は広くわが国の経済界、教育界並びに地域社会の強い支援を背景に誕生した私学であることに鑑み、国際的進取の精神のもとに自主独立と、自由闊達な運営を基本姿勢とする。
- (2) 本学大学院は高度に専門的かつ学際的学識を具備し、それを国際場裡で実践活用し得る人材を育成することをその主目的とする、新しいプロフェッショナル・スクールである。

この設立の趣旨をもとに使命・目的を定め、社会で活用し得る人材の育成を行っている。

この設立の趣旨に続く第3項から第8項の六項目において、本学が目指すべき特色を述べている。

② 使命・目的

本学は、設立の趣旨（建学の精神・基本理念）で述べたことを踏まえ、国際大学学則（以下「学則」という）第1条において本学は、「国際社会や国際ビジネスが直面する諸問題を実践的に解決していくために必要な学術の理論と応用の研究に取り組み、その教育を通して、高度に専門的な知識と技能及び異文化に対する深い理解と共感をもったグローバル・リーダーを育成し、もって国際社会の発展に寄与することを目的とする」としている。この目的を達成するため以下の通り、国際関係学研究科及び国際経営学研究科のそれぞれにおける教育研究上の目的を定めている。

大学院の目的【国際大学大学院の目的に関する規程】

（国際関係学研究科の教育研究上の目的）

第2条 国際関係学研究科修士課程は、時代の潮流を見通す長期的なビジョンと多様な価値観を認識し理解できるグローバルな視野を有し、国際社会が抱える広範囲で多様な課題に対して高度な分析能力と問題解決能力を発揮できるプロフェッショナルを養成することを目的とする。すべての授業を英語により行う。

2 博士後期課程においては、時代の潮流を見通す長期的なビジョンと多様な価値観を認識し理解できるグローバルな視野を有し、国際社会が抱える広範囲で多様な課題に対して自立して研究活動を行い、また高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を備えた人材を養成する。すべての授業を英語により行う。

（国際経営学研究科の教育研究上の目的）

第3条 国際経営学研究科は、明日のグローバル・リーダーとなる人材を養成する。この

目的を達成するため、以下に述べる教育研究を行う。

- グローバル・ローカルを問わず、現実のビジネス社会における諸課題の解決や実践に活用しうる高度の教育機会を提供する。
- 広範で多彩な能力・視野・信念を持つ有為の学生達が相互に刺激しあい切磋琢磨する多国籍・多文化構成のグループをベースとした有為な教育環境を醸成する。
- 様々なビジネス分野において革新と創造を担う研究者や実務家とのパートナーシップによる教育研究機会を導入する。
- マネジメントの基本となるスキルと機能的な知識を鍛錬し、効果的にかつ社会的責任を担って職務を全うしうる力をつける。
- すべての授業を英語により行う。

③ 個性・特色

本学の設立の趣旨を反映し、個性・特色とするところは以下の 4 点に集約される。

第 1 に本学は、国際標準に即した教育カリキュラムに基づく教育及び実践的な研究環境を提供することを通じて、将来国際社会の現場で活躍し得るグローバル・リーダーを養成してきた。世界に幅広く展開する企業などから派遣される有為の人材、また、世界各国からの政府機関などから派遣される多くの優秀な人材を受入れて教育している。

第 2 に本学は、日本で初めて 100%英語による授業を導入した大学院であり、すべての教職員は英語での教育及び大学運営のために十分な英語能力を有している。キャンパス内において言語のバリアはない。

第 3 に本学は、多様性に富んだ学生を受入れ教育している。現在、本学在学生の出身国は 56 カ国に及び、きわめて国際的、多文化的、多民族的な学生構成である。また、本学は、全学生がキャンパスに所在する寮に居住する全寮制を原則としているため、教室の内外を問わず多様な価値観を多面的に共有することのできる国際的な学習・生活環境を形成している。

第 4 に本学は、世界水準の教育・研究環境を提供し、国際場裡で実践活用し得る人材を養成するため、国籍を問わず国際公募により教員を採用してきた。その結果、ほぼ全員が国際的に著名な大学の博士号 (Ph.D.) を保持しており、その約半数は外国籍である。

Ⅱ. 沿革と現況

国際大学の沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 51(1976)年 3 月	財団法人国際大学設立準備財団発起人総会開催 設立発起人代表(肩書当時) 佐々木 直 (経済同友会代表幹事) 土光 敏夫 (経済団体連合会会長) 中山 素平 (日本興業銀行相談役) 永野 重雄 (日本商工会議所会頭) 水上 達三 (日本貿易会会長)
昭和 54(1979)年 3 月	財団法人国際大学設立準備財団設立認可
昭和 57(1982)年 1 月	学校法人国際大学寄附行為認可。国際大学及び大学院国際関係学研究科設置認可
昭和 57(1982)年 4 月	国際大学及び大学院国際関係学研究科開設
昭和 58(1983)年 4 月	大学院国際関係学研究科学生受入れ 第 1 回入学式挙行
昭和 60(1985)年 5 月	日米関係研究所及び中東研究所設置
昭和 63(1988)年 3 月	大学院国際経営学研究科設置認可
昭和 63(1988)年 4 月	大学院国際経営学研究科開設
昭和 63(1988)年 8 月	国際経営研究所設置
昭和 63(1988)年 9 月	大学院国際経営学研究科 MBA (経営学修士) プログラム学生受入れ
平成 3 (1991)年 4 月	アジア発展研究所及び学校法人国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター設置
平成 7 (1995)年 9 月	大学院国際関係学研究科の履修課程を国際関係学プログラム・国際開発学プログラムに編成。以降複数のプログラム構成が定着。
平成 9 (1997)年 4 月	国際大学研究所設置 (日米関係研究所、中東研究所、国際経営研究所、アジア発展研究所を統合)
平成 13(2001)年 9 月	大学院国際経営学研究科に 1 年制プログラム (E ビジネス経営学) を置く
平成 25(2013)年 1 月	学校法人国際大学と学校法人明治大学が系列法人化に関する協定書を締結
平成 26(2014)年 10 月	大学院国際関係学研究科国際関係学専攻博士後期課程設置認可
平成 27(2015)年 9 月	大学院国際関係学研究科国際関係学専攻博士後期課程学生受け入れ
平成 30(2018)年 3 月	学校法人国際大学と学校法人明治大学の系列法人化に関する協定満了

2. 本学の現況

[大学名] 国際大学

[所在地] 新潟県南魚沼市国際町 777 番地

[大学院修士課程の構成] (令和 2(2020)年 5 月 1 日現在)

国際関係学研究科国際関係学専攻修士課程 (入学定員 110 人、収容定員 220 人)

同専攻博士後期課程 (入学定員 5 人、収容定員 15 人)

国際経営学研究科国際経営学専攻修士課程 (入学定員 75 人、収容定員 165 人※)

※ 令和 2(2020)年 4 月 1 日より入学定員変更、収容定員は前年度入学定員 90 人との合計

[学生数] (令和 2(2020)年 5 月 1 日現在)

研究科	専攻	課程	収容定員 (a)	在籍者数 (b)	(b)のうち留学生	b/a	男女比率 男:女
国際関係学研究科	国際関係学専攻	修士課程	220	194	190	0.88	6:4
		博士後期課程	15	19	19	1.27	6:4
国際関係学研究科計			220	213	209	0.91	6:4
国際経営学研究科	国際経営学専攻	修士課程	165	96	77	0.58	6:4
国際経営学研究科計			165	96	77	0.58	6:4
合計			400	309	286	0.77	6:4

[教員数] (令和 2(2020)年 5 月 1 日現在)

<専任>

研究科・研究所	教授	准教授	講師	助教	助手	計
国際関係学	12	5	6	0	0	23
国際経営学	10	5	1	0	0	16
言語教育研究センター	2	0	6	0	0	8
国際大学研究所	0	0	0	0	1	1
国際大学グローバル・コミュニケーション・センター	1	3	1	0	0	5
合計	25	13	14	0	1	53

[職員数] (令和 2(2020)年 5 月 1 日現在)

専任	嘱託・パート・派遣	合計
48	37	85

Ⅲ. 基準ごとの自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

本学は 2 つの研究科、すなわち、国際関係学研究科及び国際経営学研究科を有する大学院大学であり、財界の支援と地元の協力により昭和 57(1982)年に設立された。I 項で記述したとおり、本学建学の理念は「国際大学大学院のあり方」において、設立の趣旨を「国際的進取の精神の基に自主独立と、自由闊達な運営を基本姿勢とする」、「専門的且つ学際的学識を具備し、それを国際場裡で実践活用し得る人材を育成することをその主目的とする」と 2 項にわたり述べた上で、本学の教学の特色として「学際的であることを原則とし、国際関係及び国際経営研究と地域研究を総合的に把握することを特色とする」等、具体的に 6 項目にわたって述べられている。

国際大学大学院のあり方 - 設立の趣旨と特色 -

< 設立の趣旨 >

1. 国際大学は広くわが国の経済界、教育界並びに地域社会の強い支援を背景に誕生した私学であることに鑑み、国際的進取の精神のもとに自主独立と、自由闊達な運営を基本姿勢とする。
2. 国際大学大学院は高度に専門的且つ学際的学識を具備し、それを国際場裡で実践活用し得る人材を育成することをその主目的とする、新しいプロフェッショナル・スクールである。

< 特色 >

3. 本学の教学は上記趣旨に照らして学際的であることを原則とし、国際関係及び国際経営研究と地域研究を総合的に把握することを特色とする。
4. 高度に専門的な学識の具備を可能とするために、具体的なカリキュラムの内容、教育の方法の両面において独自性を創出すると共に、高度の研究活動を行うことにより社会的要請に応えてゆくことを目指す。
5. 国際的受容度の高い有為の人材を育成する観点から、本学の講義は原則として国際用語である英語で行う。
6. 本学は前記設立の趣旨に照らし、既に大学の学部課程を卒業して実務に携わっている者を教育することを主特色とする。同時に広く門戸を開き、国内及び海外から、専門の如何を問わず、多彩な背景をもつ人材を受け入れ、これらの学生間の相互交流を通じて実践的学識の充実に努める。
7. 前述の教学を強化するために、本学は全寮制を原則として経歴、国情の異なる有為の青年の共同生活を通じて、問題意識・世界観などの交流をめぐる成熟した相互刺激と切磋琢磨が行われることを目的とする。又、本学の卒業生は卒業後も、国際性豊かな友情と信頼を基盤として世界的なレベルで広く国際的な相互理解と人間関係の確立に努める。
8. 本学は広く内外からすぐれた教授陣を求めて国際的に構成し、教場内のみならず、学生との日常的な接触を通じて高度の人間形成に資することを志向する。更に学生のキャンパス生活が、地域社会との交流を通じてより多様且つ有意義なものとなるよう、あらゆる機会を活用することに努力する。

学則第1章第1条においては、本学の目的として「国際社会や国際ビジネスが直面する諸問題を実践的に解決していくために必要な学術の理論と応用の研究に取り組み、その教育を通して、高度に専門的な知識と技能及び異文化に対する深い理解と共感をもったグローバル・リーダーを育成し、もって国際社会の発展に寄与することを目的とする」と謳っている。この目的を達成するため学則第2条の2に基づき、国際大学大学院の目的に関する規程において、各研究科の教育研究上の目的を定めている。また学則第3条第4項では、修士課程の目的を「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」と定めている。博士後期課程（国際関係学専攻）については、同第3条第5項において「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を培うこと」を目的とする旨明記している。【資料 1-1-1】

各課程においては、これらの目的を達成するためアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを定めている。【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】

なお、これらの考え方の基礎となっている「国際大学大学院のあり方」は、英語に翻訳

され、学生便覧、ホームページ等を通じて学内外に周知されている。【資料 1-1-4】

以上のことから、本学は大学の使命・目的及び教育目的を具体的に定めており、また、分かり易く簡潔に文章化していると評価する。

1-1-③ 個性・特色の明示

学則第 2 条の 2 に基づき、国際大学大学院の目的に関する規程において定めている、研究科の教育研究上の目的は以下のとおりである。

(国際関係学研究科の教育研究上の目的)

第 2 条 国際関係学研究科修士課程は、時代の潮流を見通す長期的なビジョンと多様な価値観を認識し理解できるグローバルな視野を有し、国際社会が抱える広範囲で多様な課題に対して高度な分析能力と問題解決能力を發揮できるプロフェッショナルを養成することを目的とする。全ての授業を英語により行う。

2 博士後期課程においては、時代の潮流を見通す長期的なビジョンと多様な価値観を認識し理解できるグローバルな視野を有し、国際社会が抱える広範囲で多様な課題に対して自立して研究活動を行い、また高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を備えた人材を養成する。全ての授業を英語により行う。

(国際経営学研究科の教育研究上の目的)

第 3 条 国際経営学研究科は、特に新興国の発展に寄与することに重点を置き、グローバル・ビジネスと社会的リーダーシップのための「賢明な」(すなわち社会的責任への使命感を持つ)人材を養成することを目的とする。この目的の二つの重要な要素として、社会的責任 (SR) とグローバル・ビジネス (GB) に対する能力醸成がある。国際経営学研究科はこの目的達成に向け、募集活動、就職サポート、教育・研究・業務など様々な分野において革新的施策を実践していく。(以下略)

また全ての授業を英語により行う。

上記の各研究科の教育研究上の目的には、先に述べた国際大学大学院のあり方で掲げられた特色が反映されている。

1-1-④ 変化への対応

使命・目的の重要性については、平成 29(2017)年 3 月 10 日開催の運営委員会において改めて確認した上で、本学を取り巻く環境の変化に応じ、継続的に見直していくことの必要性を共有し、平成 29(2017)年 10 月に役員・教職員からなる新ビジョン委員会(中期計画委員会)を立ち上げ、建学の精神を基に、本学が目指す将来像・使命・目的を具現化させた新ビジョンを策定した。今後も、運営委員会をはじめとする学内各種会議体を通じて、これらの認識共有を図るとともに、外部からの意見要望・助言等を反映して、社会情勢の変化に対応しうるべく、使命・目的の意義やこれを実現するための具体的方策などについて適宜、見直し、改善の努力を続けている。

また本学では、教育・研究活動の理解を促進するとともに、これらに対する学内外から

の要望を取り入れるため以下の7点を中心とする施策を講じている。

第1に、年2度を基準として企業、自治体等を対象にした人材育成をテーマにしたフォーラムを実施している。

第2に、本学に関心のある学部生や社会人の他、学生派遣の実績のある企業や自治体などの人事担当者を招いて年数度オープンキャンパスを開催している。これらの機会を通じて、本学での学修に関する要望や教育内容・方式についての期待などを直接聴取している。

第3に、学生派遣企業に本学担当教職員を訪問させ企業担当者からの要望を聴取するとともに本学修了生の動向を伺っている。

第4に、留学生派遣プログラムの実施機関である国際協力機構(JICA)、国際通貨基金(IMF)等の国内外機関との間に継続的に意見交換の場を設けている。

第5に、本学としては学位教育の他、国内外の企業、政府機関などに対して、それぞれの要望に基づき短期教育研修プログラムを提供し、この場を通じて、参加者や派遣元機関から本学に対する要望や期待を聴取するように努めている。

第6に、国内外における学生募集イベントに教職員を参加させ、イベント会場近傍に所在する修了生の協力を受けつつ、本学の教育・研究活動の理解促進及び本学に対する要望の把握を図っている。

第7に、平成28(2016)年度新たに国内外の有識者4人に外部評価委員を委嘱し、教学運営に関する高度の知見に基づく意見・提案を取り入れる仕組みを構築した。

令和2(2020)年度には、外部有識者による外部評価委員会を開催し、教育の質保証のための恒常的な取り組みである内部質保証制度などについて評価を受け、教育目的などの見直しなどに活かされている。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

令和元(2019)年度の自己点検評価活動において、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを一貫性ある趣旨で表現するための継続的な見直しの重要性が確認され、これに基づき令和2(2020)年度に、まず各研究科においてディプロマ・ポリシーの見直しを行った。同様にアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについても使命・目的及び教育研究上の目的を反映した一貫した趣旨のポリシーとなるよう改善活動を継続する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 国際大学大学院の目的に関する規程

【資料 1-1-2】 国際大学ホームページ「国際関係学研究科 3 ポリシー」

【資料 1-1-3】 国際大学ホームページ「国際経営学研究科 3 ポリシー」

【資料 1-1-4】 「国際大学のあり方」 (和英)

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的については、平成 29(2017)年 10 月に役員・教職員からなる新ビジョン委員会(中期計画委員会)にて新ビジョンを策定するなど、役員・教職員の参画を得ている。【資料 1-2-1】

1-2-② 学内外への周知

使命・目的は大学ウェブサイト、学則、規程集等を通じて学内外に十分周知されている。新ビジョンは、中期計画・事業計画に反映され、事業計画のウェブページ掲載により学内外に周知している。【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

使命・目的を踏まえて策定された新ビジョンは、中期 5 ヶ年計画（2018 年-2022 年）において反映され、教学計画上の核となっている。また新たなビジョンとその機軸となる考えは、教学改革計画、学生募集施策、教員採用計画を含む中期計画に具体的に反映されている。【資料 1-2-6】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

前回の JIHEE 認証時の評価にて、本学は、法令に則り、使命・目的及び教育研究上の目的を明確に定め、本学として輩出すべき人材像を基礎として「3 つのポリシー」を定め公表しており、更に、各種会議体を通じて役員、教職員からの理解を得ている。今後も本学の自己点検・評価活動を通して、使命・目的及び教育研究上の目的と 3 つのポリシーの一貫性がより保証されるように適宜確認をする。【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は大学院大学としての使命・目的及び教育目的を果たすため、学則第 4 条により国際関係学研究科及び国際経営学研究科の設置を定めている。両研究科に加え、学則第 8 条により、言語教育センター、松下図書・情報センター、第 9 条において、国際大学研究所及び国際大学グローバル・コミュニケーション・センターの設置を定めている。これら本学教育研究組織の役割は次の通りである。

【国際関係学研究科】

国際関係学研究科修士課程は、時代の潮流を見通す長期的なビジョンと多様な価値観を認識し理解できるグローバルな視野を有し、国際社会が抱える広範囲で多様な課題に対して高度な分析能力と問題解決能力を発揮できるプロフェッショナルを養成することを目的

とする。すべての授業を英語により行う。

博士後期課程においては、時代の潮流を見通す長期的なビジョンと多様な価値観を認識し理解できるグローバルな視野を有し、国際社会が抱える広範囲で多様な課題に対して自立して研究活動を行い、また高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を備えた人材を養成する。すべての授業を英語により行う。【資料 1-2-9】

【国際経営学研究科】

国際経営学研究科は、明日のグローバル・リーダーとなる人材を養成する。この目的を達成するため、以下に述べる教育研究を行う。

- グローバル・ローカルを問わず、現実のビジネス社会における諸課題の解決や実践に活用しうる高度の教育機会を提供する。
- 広範で多彩な能力・視野・信念を持つ有為の学生達が相互に刺激しあい切磋琢磨する多国籍・多文化構成のグループをベースとした有為な教育環境を醸成する。
- 様々なビジネス分野において革新と創造を担う研究者や実務家とのパートナーシップによる教育研究機会を導入する。
- マネジメントの基本となるスキルと機能的な知識を鍛錬し、効果的にかつ社会的責任を担って職務を全うしうる力をつける。
- すべての授業を英語により行う。

【資料 1-2-10】

【言語教育センター】

本学の教育理念及び教育目標を実現するため、更に世界で活躍を希求する者に対し質の高い言語教育、研究を行うことにより本学の発展に寄与することを使命とする。【資料 1-2-11】

【松下図書・情報センター】

教育研究活動に必要な情報・資料を収集・整理して提供すると共に、それに必要な環境を整備して利用者への多様な支援活動を展開することにより、本学における教育研究水準の向上に寄与することを目的とする。【資料 1-2-12】

【国際大学研究所】

現代日本及び現代国際社会が直面しているグローバルな諸問題を調査研究し、その解決に寄与する提言を行うとともに本学の教育プログラムの質的向上に資すること、また、世界の研究者の交流の場、外に開かれた研究の場を提供するものとし、学内外の研究者に加え本学学生の研究参加を奨励し、最先端の研究手法を駆使した国際水準で評価に耐えうる研究成果の創出を目指す。【資料 1-2-13】

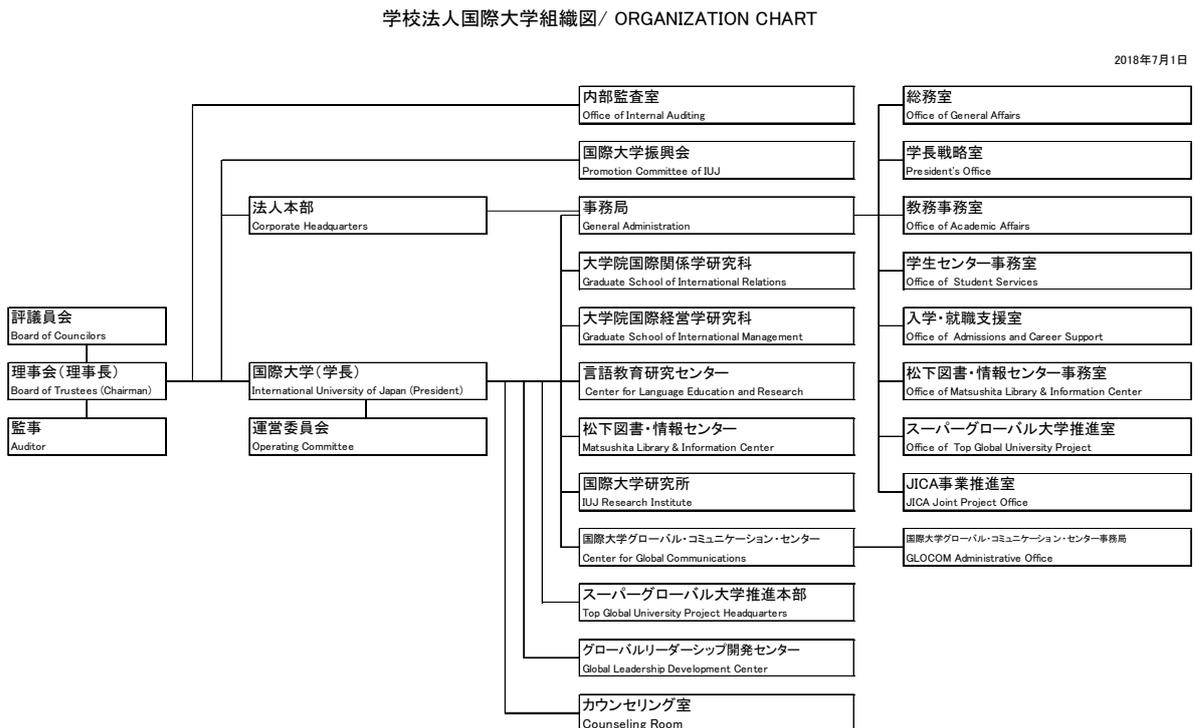
国際大学

【国際大学グローバル・コミュニケーション・センター】

社会科学系における現代情報智業を担うため設立され、智業・企業協働の理念に立って、内外の研究者や企業と協働しつつ、コンピュータ・ネットワークと技術を活用して、情報技術の進展する中での現代日本及び地球社会の諸問題の学際的研究、政策提言、研究結果の普及に従事する。【資料 1-2-14】

本学の教育研究組織を含む全体の組織図は、図表 1-2-1 のとおりである。

図表 1-2-1 学校法人国際大学組織図



また、教育研究組織別の教員配置は図表 1-2-2 に示す通りである。

図表 1-2-2 教育研究組織別の教員数 (2020年5月1日現在)

所属	教授	准教授	講師	助教	助手	計
国際関係学研究科	12 (3)	5 (3)	6 (5)			23(11)
国際経営学研究科	10 (4)	5 (4)	1(1)			16(9)
言語教育研究センター	2 (1)		6(3)			8(4)
国際大学研究所					1	1
国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター	1	3	1			5
計	25 (8)	13 (7)	14(9)		1	53(24)

() 内は外国人教員で内数

本学においては、設立の趣旨と特色を定めた「国際大学大学院のあり方」が示すとおり「国際的受容度の高い有為の人材を育成する観点から、本学の講義は原則として国際用語である英語により行う」こと、及び教授陣は「広く内外から優れた教授陣を求めて国際的に構成すること」という原則を満たすため、全世界に対する公募によって教員を採用している。この結果、教員のほぼ全員が博士号を取得しており、また、約半数にあたる 24 人の教員は外国籍である。更に、企業経営、国際開発、外交、安全保障などの実務経験を有する実務家教員を有している。総じて本学の教員構成は、多様性に富んだものであり、「国際社会や国際ビジネスの諸問題を実践的に解決していくために必要な学術の理論と応用の研究に取り組み、その教育を通して、高度に専門的な知識と技能及び異文化に対する深い理解と共感をもったグローバル・リーダーを育成し、国際社会の発展への寄与をする」という目的に沿った高レベルな教育を実施できる態勢となっている。

以上のことから、本学の教育及び教員組織の構成は、使命・目的及び教育目的と整合性を有していると評価している。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和元(2019)年度自己点検において向上方策として挙げた「使命・目的、教育研究上の目的、3 ポリシーについての現状の記述の適切性や関係性・一貫性の確認」について、大学運営委員会に全文を提出し、議論を始めた。これを継続し、全体の整合性や、3 ポリシーの見直しを行う。

大学共通・総論としての「①建学の精神と②使命・目的（新ビジョン及び学則第 1 条目的）」と、各研究科で定める「③教育研究上の目的（国際大学大学院の目的に関する規程）、④3 ポリシー」について、現状の記述の適切性や関係性・一貫性を会議体にて確認する必要がある。またミッション、ビジョン、使命、目的などの用語の整理も必要である。

外国人教員の国籍に関しては、多様性、地域性のバランスに配慮した採用、配置が必要である。

大学人事委員会や、その他会議体にて、外国人教員の多様性、地域性のバランスに配慮した採用、配置を行う。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】新ビジョン委員会・IUJ の新ビジョンミッション

【資料 1-2-2】建学の理念（使命目的）HP 版

【資料 1-2-3】情報公開 HP（教育研究上の目的等）

【資料 1-2-4】事業計画掲載 HP

【資料 1-2-5】学校法人国際大学 2020 年度事業計画書【資料 F-6】と同じ

【資料 1-2-6】学校法人国際大学 経営改善計画 2018-2022

【資料 1-2-7】国際大学ホームページ「国際関係学研究科 3 ポリシー」【資料 1-1-2】と同じ

【資料 1-2-8】国際大学ホームページ「国際経営学研究科 3 ポリシー」【資料 1-1-3】と同じ

【資料 1-2-9】国際大学大学院の目的に関する規程（第 2 条）【資料 1-1-1】と同じ

【資料 1-2-10】国際大学大学院の目的に関する規程（第 3 条）【資料 1-1-1】と同じ

【資料 1-2-11】国際大学言語教育研究センター規程

【資料 1-2-12】 国際大学松下図書・情報センター規程

【資料 1-2-13】 国際大学研究所規程

【資料 1-2-14】 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター規程

【基準 1 の自己評価】

基準 1 の各項目は基準を満たしているが、継続的な改善が必要である。3 ポリシーを使命・目的及び教育研究上の目的を反映した一貫性ある趣旨で表現するため、3 ポリシーの継続的な見直しが令和元(2019)年度の自己点検評価活動にて確認がなされ、この結果に基づき令和 2(2020)年度には各研究科においてディプロマ・ポリシーの見直しを行った。同様に今後はアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについても一貫した趣旨のポリシーとなるよう改善活動を継続する必要がある。

またミッション、ビジョン、使命、目的などの用語の整理が必要であり、意味、内容においてより具体性、明確性をもち、それを簡潔に表現したものに見直す。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

入学者の選抜は、建学の理念及び「広く門戸を開き、国内及び国外から、専門の如何を問わず、多彩な背景を持つ人材を受入れ、学生間の相互交流を通じて実践的学識の充実を期待する」という教学上の特色に基づき、本学の教育目的・特色にふさわしい人材を受入れることを基本とする。特に国外に門戸を開くため、基本的な入学時期を 9 月とし、欧米諸国などの多くの国における学年・学期に合わせている。国際関係学研究科、国際経営学研究科においてそれぞれ、本学として育成すべき人間像を基準としてディプロマ・ポリシーを定め、これを実現出来るためのアドミッション・ポリシーを定め、これに基づく教育研究を実行できる人材を選抜するためのアドミッション・ポリシー及びスクリーニングクライテリア（選抜基準）を定めている。なお、本学では、英語による出願書類の提出を求め、入学者を審査しているため、日本語版及び英語版学生募集要項（Admissions Guidelines）を作成している。【資料 2-1-1】 【資料 2-1-2】

また、国際関係学研究科では、より高度な研究活動・豊かな学識を備えた人材を養成するため、平成 27(2015)年 4 月に博士後期課程を開設し、既存の修士課程の専門性を更に深化させた 3 つのクラスター（経済学、公共経営学、国際関係学）からなる教育プログラムを提供している。【資料 2-1-3】 【資料 2-1-4】

なお両研究科の学生募集要項はパンフレットとともに国内外の資料請求者、関係企業・

機関に配布される他、本学ホームページ入試情報サイト(和英)に掲載(ダウンロード可)、国内外に周知している。両研究科のアドミッション・ポリシーは以下の通りである。

【国際関係学研究科修士課程】

国際関係学研究科は「キャンパスの国際的な知的環境の創造に寄与し、重要な政策課題を共に学び、国際場で実践活用できる人材を選抜する」ことを主眼とし、後述するスクリーニングクライテリアに即して志願者を書類審査及び面接により個々に評価している。この際、学部教育の専門分野に拘泥することなく、また、年齢、性別、国籍などによる採用学生数の枠を設けない。国際関係学研究科においては、平和構築、異なる文化や国々の理解促進、人類の生活環境の向上など、国際社会にとって重要であり、かつ実際的な政策課題に取り組むための教育・研究環境の創出に貢献できる人材を求めており、このため、以下のスクリーニングクライテリアによって志願者を評価・選抜している。

- ・ 大学院で学ぶ動機(モチベーション)が明確であること。
- ・ 学部での学業成績が本学での教育・研究活動に必要な水準を満たしていること。
- ・ グローバル化が進む組織を牽引するリーダーとなる意欲と資質を持っていること。
- ・ 本学における高い教育研究過程に耐えうる人間的成熟度をもっていること。
- ・ 様々な国籍・背景を持つ本学学生の一員として、社会人としての健全な価値観を持ち、異文化を理解し、コミュニケーションを図り、世界的な人的ネットワークを築く意欲と資質をもっていること。
- ・ 教育・研究活動に必要な英語能力を習得していること。

【国際関係学研究科博士後期課程】

本学は、平成27(2015)年4月、国際関係学研究科博士後期課程を開設した。本課程のアドミッション・ポリシーは、建学の理念及び教育研究上の目的という課程設置の目的に基づき、次のような資質と問題意識を持った人材を対象として入学者選抜を行っている。

- ・ 本研究科の博士後期課程の目的と本学の理念を理解し、明確な進学目的と国際的なキャンパス環境で学ぶ強い意欲を持っていること。
- ・ 専門分野における大学院修士課程修了レベルの知識と研究能力を身につけていること。
- ・ 教育研究の遂行に必要な英語力を身につけていること。

具体的なターゲットは次のような人物である。

- ・ 専門分野における高度な学識と研究能力を身につけ、国際機関、政府機関等公的機関に従事する高度専門的職業人を目指す者。
- ・ 専門分野における高度な学識と研究能力を身につけ、大学等研究機関に従事する研究者
- ・ 教育者を目指す者。

【国際経営学研究科修士課程】

国際経営学研究科は、「明日のグローバル・リーダーとなる人材の養成」という目的に耐えられる、適正かつ有能な学生を選抜するため、後述するスクリーニングクライテリアに即して志願者を書類審査及び面接により個々に評価している。この際、学部教育の専門分野に拘泥することなく、また、年齢、性別、国籍などによる採用学生数の枠を設けない。

国際経営学研究科においては、すべての教育の根幹に、「社会的責任とグローバル・ビジネス能力の醸成」という基本理念が通底しており、この理念の求める教育・研究環境の創出に貢献できる人材を求め、以下のスクリーニングクライテリアによって志願者を評価・選抜している。

- ・ 大学院で学ぶ動機（モチベーション）が明確であること。
- ・ 学部での学業成績が本学での教育・研究活動に必要な水準を満たしていること。
- ・ グローバル化が進む組織を牽引するリーダーとなる意欲と資質を持っていること。
- ・ 本学における高い教育研究過程に耐えうる人間的成熟度をもっていること。
- ・ 様々な国籍・背景を持つ本学学生の一員として、社会人としての健全な価値観を持ち、異文化を理解し、コミュニケーションを図り、世界的な人的ネットワークを築く意欲と資質をもっていること。
- ・ グローバル・ビジネスを理解し、社会的責任を担って職務を遂行する意欲と資質をもっていること。
- ・ 教育・研究活動に必要な英語能力を習得していること。

以上のことから、アドミッション・ポリシーは明確に定められ、ホームページや学生募集要項に明記、適正に周知されている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、一般入試と外国人留学生特別選抜入試により入学者を受け入れている。一般入試は国内居住者選抜と海外居住者選抜に分けて実施し、外国人留学生特別選抜入試は本学の人材育成上の目的と合致する、いくつかの外国政府、国際機関等の人材育成・奨学支援プログラム等を通じて受け入れる外国人留学生を選抜している。

① 一般入試

【国際関係学研究科修士課程】

国内居住者選抜

社会人、企業等からの派遣、学部卒業後入学を希望する志願者のために、年に4回入試を実施している。国内居住者は、志望理由書、研究テーマ、出身大学の成績証明書、推薦書、TOEFL等英語能力試験のスコア等の書類審査及び、英語による面接の結果を総合的に勘案して、可否を判定している。志願者は、面接会場をキャンパスと本学東京事務所のいずれか一方から選択できるが、「キャンパスの国際的な知的環境の創造に寄与し、重要な政策課題を共に学び、国際場裡で実践活用できる人材を選抜する」という趣旨に沿い、本学の国際的な環境を体験できるよう、キャンパスを訪れたことのない志願者には可能な限り、キャンパスに足を運び、面接を受けるよう勧めている。

面接試験は、志願者、教員間で研究のための共通基盤を見いだすことができることを確認し、志願者が修士論文作成を中心とする研究活動を有効に実施できるか否かという点を判断する場であり、本人のモチベーション、目的意識、英語でのコミュニケーション能力が試される。1度の面接で研究のための共通基盤が見出せない場合(合格に至らない場合)、研究計画を練り直し再提出した上で、同一年度内に繰り返し受験することも可能である。

海外居住者選抜

例年 2 月と 3 月の 2 回の出願締め切りを設け、書類選考により入学者の選抜を行っている。国内外に広く門戸を開き多様な人材を受入れるという理念・方針を実現し、国際的な知的環境の創造に寄与する人材を受入れるため、キャンパスでの面接は課さず、書類審査により、渡日前入学許可を行っている。

【国際関係学研究科博士後期課程】

国内居住者と海外居住者ごとに異なる入学者選抜試験は設けず、国内外居住者共通の年 3 回出願締め切りを設け、書類選考及び日本居住の出願者に対してはキャンパスにて、海外居住の出願者に対してはインターネットを利用した遠隔等の方法による面接試験を実施している。可否の判断は、研究計画書、志望理由書、修士論文、出身大学の成績証明書、推薦書、TOEFL 等英語能力試験のスコア等の出願書類の審査及び、英語による面接試験の結果を総合的に勘案して行う。

国内外居住者共、面接は 3 回の出願締切日後、11 月下旬から 12 月初旬、2 月下旬～3 月初旬、4 月下旬～5 月上旬の期間内で個別に調整している。なお、出願書類の審査によって基準を満たさないと判断できる場合には面接試験を行わず不合格とする。

【国際経営学研究科修士課程】

国内居住者選抜

社会人、企業等からの派遣、学部卒業後入学を希望する志願者のために、年に 4 回入学試験をキャンパス、あるいは本学東京事務所で実施している。国内居住者については、志望理由書、研究テーマ、出身大学の成績証明書、推薦書、TOEFL 等英語能力試験のスコア等の書類審査と、英語による面接の結果を総合的に勘案して可否を判定している。上記に加えて、MBA 志願者の基礎学力を測るため欧米の経営学大学院の入学者選抜において標準的に用いられている GMAT(Graduate Management Admission Test)スコアの提出も求めている。ただし、GMAT スコアの提出に代え、IUJ Math Test の受験が可能である。IUJ Math Test は、GMAT 内の数式問題をイメージして、本学国際経営学研究科が作成している。なお、面接は、出願書類だけでは分からない受験者の能力を見きわめる場であると考えており、面接担当教員は、受験者の個性や潜在的能力を引き出すような多角的な質問をするよう努めている。

海外居住者選抜

例年 2 月と 3 月の 2 回の出願締め切りを設け、書類選考により入学者を選抜している。海外居住者については、願書、志望理由書、研究テーマ、出身大学の成績証明書、推薦書、TOEFL 等の出願書類を総合的に審査し、選考を行っている。また、これらの書類に加え、GMAT スコアの提出を課している。

【新型コロナウイルス感染症対策による対応（両研究科共通）】

国内居住者選抜において、通常の入試方法に加え、オンラインでの入学試験を実施した。

②外国人留学生特別選抜【全研究科共通】

外国人留学生特別選抜は、以下の国際機関・開発援助機関、外国政府等特定の機関による留学・奨学プログラムを通じて出願する者に対して実施している。

- ・ JICA（国際協力機構）人材育成奨学計画(JDS)
- ・ JICA 長期研修員制度
 - アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）
 - 未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト(アフガニスタン PEACE プロジェクト)
 - シリア平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）
 - SDGs グローバルリーダー・コース
 - 持続的発展のための行政人材育成プロジェクト マリ国単独
 - アジア地域投資促進・産業振興サブクラスター留学プログラム
 - 産業政策・公共経営プログラム
 - ミャンマー政府
- ・ 日本-IMF アジア奨学金プログラム（JISPA, 国際通貨基金）
- ・ インドネシア高等人材開発事業（PHRDP, インドネシア政府）等
- ・ UGC スリランカ奨学金（University Grants Commission – Sri Lanka）

特別選抜において受入れる留学生は、本学の理念・教育目的に非常に合致しており、各国の政府機関あるいはビジネス分野のリーダーとして将来活躍が期待される成熟した社会人として、国際的で成熟度の高い教育研究環境の醸成に貢献している。今後も、外国人留学生特別選抜を通じて優秀な留学生を積極的に受け入れていく。【資料 2-1-5】【資料 2-1-6】

以上のとおり、国内一般入試、海外一般入試、外国人留学生特別選抜においては、アドミッション・ポリシー及び入学者選抜試験規程に基づき、公正かつ妥当な方法により入学者の選抜を行っている。またアドミッション・ポリシーに沿った選抜の実施の検証は、各入試を担当した入試委員で構成される入試委員会がこれを行い、さらにその選抜結果が提出される教授会において重ねて検証されている。【資料 2-1-7】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

各研究科の入学者の内訳は大きく分けて(1)国内外一般入試（私費／企業等からの派遣）(2)外国人留学生特別選抜であり、日本国内からの入学者及び多くの外国人留学生を受入れている。(1)について、出願者増加のため、国内では説明会・オープンキャンパス、海外ではフェア参加や修了生による説明会を実施し、電子メールでのフォローアップを行っている。(2)については、奨学金プログラムのためのプロポーザルを定期的に作成及び提出し、毎年一定数の外国政府派遣生等を受入れている。

国際大学

図表 2-1-1 研究科の学生定員及び在籍学生数（令和 2（2020）年 5 月 1 日現在）

研究科・専攻	入学定員	入学者数*	入学者/ 入学定員 比率	収容定員	在籍者数	在籍者/ 収容定員 比率
国際関係学 (博士後期課程を除く)	110	89	80.90%	220	196	89.09%
国際経営学	75	46	61.30%	150	96	64.0%
合計	185	135	72.97%	370	292	75.84%

注)*前年秋季入学者で翌年 5 月 1 日現在在籍する学生数

国際関係学研究科は、平成 25(2013)年に入学定員を 125 名に引き上げて以来、入学者数が入学定員を下回っていたため、令和元(2019)年 4 月に入学定員を 110 名に変更した。

国際経営学研究科については、平成 30(2018)年までは、ほぼ入学定員を満たす入学者数を維持していたが、令和元(2019)年は入学者数の減少により、入学定員を下回る結果となったため、令和 2(2020)年 4 月に入学定員を 75 名に変更した。

在籍者数については、いずれの研究科も収容定員を満たしていない。

定員に対する入学者比率及び在籍者比率について、両研究科の入学定員比率は 72.9%、収容定員比率が 75.8%にとどまっている。

図表 2-1-2

過去 3 年の入学者数日本人・外国人（在留資格が留学以外の学生も含む）別内訳
各年度 5 月 1 日現在

研究科	日本人/外国人	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	計
国際関係学	日本人	5	4	0	9
(平成 28 年度より博士 後期課程を含む)	外国人	10(D), 93	2(D), 87	7(D), 89	19(D), 269
	計	108	93	96	297
	外国人%	95.30%	95.60%	100%	96.90%
国際経営学	日本人	20	11	13	44
	外国人	64	56	33	153
	計	84	67	46	197
	外国人%	76.20%	83.60%	71.70%	77.60%
全学	日本人	25	15	13	53
	外国人	10(D), 157	2(D), 143	7(D), 122	19(D), 422
	計	192	160	142	494
	外国人%	86.90%	90.60%	90.80%	89.20%

注) 前年秋季入学者で翌年5月1日現在在籍する学生数、(D):博士後期課程日本人、外国人の入学生の人数と外国人学生の割合について、過去3年間で比較すると、国際関係学研究所は外国人比率の平均が96.9%、国際経営学研究所は外国人比率の平均が77.6%、両研究所の平均が89.2%となっている。(図表2-1-2)

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

合格者選抜がアドミッション・ポリシーに沿ったものであるかの検証を踏まえ、大学の認知度向上、志願者増加のため、以下の施策を講じる。

合格者選抜がアドミッション・ポリシーに沿って実施されているかについての検証：

前述の通り、各入試の入試委員会と教授会において合格者選抜がアドミッションポリシーに沿って実施されているかが検証されている。今後はその検証過程で妥当性に疑義が生じた場合に、入試日程終了後、運用あるいはアドミッション・ポリシー自体について総括的に検証する場を設け、次年度以降のアドミッション・ポリシーに沿った合格者選抜の有効性を高める。

広報活動：

これまでは志願者に対して本学の受入れ方針を周知徹底したいという意識が強すぎ、本学のウェブサイト、パンフレットなどは文字情報過多な状況に陥っており、本学が求める人材のイメージが逆に伝わりにくくなってしまっていた。グラフィックを用いた視覚的に訴求力のある広報への転換を図り、求める人材にストレートにメッセージを届ける、「伝わる広報」を目指す。具体的な取り組みとして、

- ① ホームページに在学生・修了生コメントを入れることにより、学習環境・生活環境が伝わるよう工夫する。
- ② Facebook、Instagram、Twitter等のソーシャルメディアにおいて、学内外のイベント告知や実施報告、写真の更新を随時行い、情報発信に力を入れる。
- ③ パンフレットの文字情報をグラフィックに置き換えて、メッセージを視覚化する。

国内企業等派遣生募集活動：

- ① 法人本部(東京事務所)とキャンパスの事務局が連携を図り、年間計画を立て、効果的な企業・機関等への訪問を実施する。また、理事長・学長のトップコンタクトと事務レベルにおけるフォローアップを連動させることにより、新規・中断企業へのアプローチを強化する。
- ② オープンキャンパス、フォーラム等のイベントを企画、企業等人事担当者をキャンパスへ招き、実際に特徴ある授業や国際的な学習環境を知ってもらうことで派遣へ繋げるきっかけを提供する。
- ③ 修士課程への社員の派遣が難しいという企業には、まず英語コミュニケーションスキルやマネジメントスキル向上の短期研修プログラムへの派遣を検討していただき、将来の学生派遣に繋げる。

【新型コロナウイルス感染症対策による対応】

企業訪問及びキャンパスでのイベントにおいては、オンラインでの打合せや企画を案内し、学習環境を最大限に理解いただく機会を提供する。また、短期研修においては、企業側の要望に基づいた上でオンラインでの実施を案内、キャンパスでの研修に近い効果が得られるよう、留学生との交流の機会を増やすなどカリキュラムの工夫を行う。

国内私費志願者募集活動：

① 説明会の多様化

本学東京事務所で毎月実施している説明会に加え、遠隔地の志願者も参加できるオンライン説明会や、大学院進学実績のある日本語学校で留学生向け説明会を実施するなど、多様な機会を設け、潜在的志願者を掘り起こす。

② キャンパスライフ体験の提供

志願者をキャンパスに招き、学生寮滞在や授業見学、在学生との交流の機会を設けることで、本学特有のインターナショナルなキャンパス環境を実際に体験してもらう。キャンパスライフを入学前に先取りしてもらうことで入学への動機づけを与える。

③ 積極的な奨学金給付による就学支援

入試合格者に対しては各種奨学金を積極的に給付することで、財政面から就学を支援し、入学へのハードルをできる限り下げる。

【新型コロナウイルス感染症対策による対応】

東京事務所での対面の説明会は中止し、すべてオンラインでの実施に切り替え対応することとする。キャンパスライフ体験も当面実施を見送り、オンライン授業見学などの方法を検討する。

海外私費留学生募集活動：

① 重点国での志願者の発掘

重点国であるタイやベトナム、インドネシアといったアセアン諸国で志願者を発掘する。教員、職員、修了生が現地に赴き、留学フェアへの参加、本学単独での説明会の実施、交換留学提携校や日本語学校への訪問を通じて、留学に関心がある志願者に本学の特徴や支援体制を直接伝え、プレゼンスを示す。

② 志願者のニーズ把握と就学支援のカスタマイズ

志願者との直接対話から各志願者のニーズを読み取り、イベント後は一人ひとりにカスタマイズした奨学金や就職支援などの有用な情報を継続的に提供することで信頼関係を醸成し、出願先に選んでもらう。入試に合格した志願者には能力や財政状況を考慮して最適な奨学金を給付し、入学まで、きめの細かいサポートを継続する。また、国費外国人留学生（特別枠）にも積極的に応募することで多様な奨学金枠の提供に努めていく。

③ 海外提携校との関係発展

国境を越えた優秀な学生の獲得競争が激しくなっている状況を鑑み、海外提携校とダブルディグリープログラムを実施し、優秀な学生を確保するための国際的なネットワークを構築する。また、海外の大学で教員となった修了生に、本学と本学に興味のある所属学生

との橋渡し役を担ってもらう。

④ 海外拠点の機能強化

スーパーグローバル大学創成支援事業（Type B）のプロジェクトの一環として開設したベトナム事務所とミャンマー事務所を有効活用し、定期的に大学説明会を実施する。今後ガーナにも拠点を置き同様の展開を図る。

⑤ エージェントの発掘

本学教職員だけで現地の募集活動を展開するには限界がある。現地事情に精通した信頼できるエージェントをターゲット国に配置し、現地での情報収集、広報活動、志願者スカウティングの一翼を担ってもらう。

⑥ 修了生（Alumni Ambassadors）の活用

Alumni Ambassadors（学生募集に協力してくれる修了生）には、入試情報等を共有し、ターゲット国を中心に連携の上、現地での大学説明会を実施する。

【新型コロナウイルス感染症対策による対応】

海外での留学フェア、現地事務所での大学説明会中止に伴い、留学フェアへの参加や大学説明会の実施をすべてオンラインに切り替え、潜在的な志願者を発掘する場を確保する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】 2020 年度国際大学大学院（修士課程）学生募集要項（p.1）

【資料 F-4-1】 と同じ

【資料 2-1-2】 2020 Admissions Guidelines（p.2）【資料 F-4-2】 と同じ

【資料 2-1-3】 2020 年度国際大学大学院国際関係学研究所博士課程 学生募集要項（p.1）

【資料 F-4-3】 と同じ

【資料 2-1-4】 2020 PhD Admissions Guidelines Graduate School of International Relations（p.1）【資料 F-4-4】 と同じ

【資料 2-1-5】 2020 年度国際大学大学院国際関係学研究所（修士課程）外国人留学生特別選抜による募集要項（p.1）【資料 F-4-5】 と同じ

【資料 2-1-6】 2020 年度国際大学大学院国際経営学研究所（修士課程）外国人留学生特別選抜による募集要項（p.2）【資料 F-4-7】 と同じ

【資料 2-1-7】 国際大学大学院入学者選抜試験規程

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の特徴の一つは、多様性に富んだ学生を受け入れ、全学生が原則的にキャンパス内

に所在する寮に居住していることである。そのため、教職員と学生の距離は非常に近く、以下に挙げた取り組みを初めとする多くの業務についても教員と職員がそれぞれの強みを生かしつつ、協働で実施、個々の学生へのケアを手厚く行っている。

① 夏期特別英語集中講座(Intensive English Program (IEP))

入学予定者の中で、英語レベルが不足する学生を対象に入学前支援として 2 か月間 (7 月上旬から 9 月上旬) の IEP を実施し英語能力向上のための支援を行っている。この IEP は、ディスカッションやプレゼンテーションだけではなく、リーディングやライティングを含め、実践的で確実な英語スキルの獲得を目標とした合宿型のプログラムである。そのため、本学の入学前の学生だけではなく、国際通貨基金(IMF)が受け入れる修士課程研修生のためのオリエンテーションプログラムとしても位置付けられているほか、企業や自治体の研修プログラムとしても採用されるなど、社会的に高い評価を受けているプログラムである。令和 2(2020)年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外国人留学生の多くがキャンパスに来ることができない状況を受け、日本在住者向けには、キャンパスにて対面による授業を実施、他国からの参加者に向けてはオンライン (Zoom) による研修プログラムを別々に提供した。【資料 2-2-1】

② 入学時オリエンテーション

9 月中旬から 2 週間のオリエンテーションの期間には、職員による生活情報の提供、市役所等での手続き、履修手続情報の提供、教員による各プログラムのカリキュラムガイダンス等を行い、新入生がスムーズな大学生活と履修開始が行えるようサポートしている。

また、オリエンテーション期間中に学生の学修支援の一環として、各研究科で数学や経済、統計学等の基礎コースを提供し、必要に応じて、学期開始前の事前準備ができるよう配慮している。令和 2(2020)年の入学時オリエンテーションは、主に Zoom により実施した他、時差等の問題でオンラインでの参加が難しい学生を想定して、すべての Zoom セッションをクラウド録画し、録画リンクを案内するなどして、世界各地に点在する新入生に向けた情報提供を怠りなく行った。【資料 2-2-2】

③ 剽窃・その他の研究不正および研究倫理教育

課題レポートや修士論文／研究レポート執筆において、剽窃、不正行為を阻止するための教育を行うことは極めて重要である。入学時に学生に配布する学生便覧 (国際関係学研究科)／(国際経営学研究科)において、剽窃や不正行為の定義を掲載し、これらの行為を行った場合には、その程度に応じ、処分されることが明記されている。【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】

また、入学時オリエンテーションにおいて、全入生を対象として、剽窃行為についての説明会及び、学生が今後研究活動を行う上でわきまえるべき、研究倫理全般についての説明も日本学術振興会が発行するテキストに沿って行っている。【資料 2-2-5】

④ 成績不振者への対応

毎学期末、成績の不良な学生に対して、その程度に応じて、研究科長によるウォーニング・レターまたはプロベーション・レターを発行するとともに、必要に応じ研究科長また

は代理者が面接をし、修学上の問題を把握したうえで、教職員間で情報を共有している。

また、それまでは JICA 研修生のみを対象として実施していたチューター支援を、平成 30(2018)年に「国際大学チューターに関する規程」を制定することにより、全学生へと対象を広げ、大学としての成績不振者への学修支援体制を更に強化している。【資料 2-2-6】

⑤ カリキュラム委員会における教職共同の取組

両研究科において、研究科長、プログラム・ディレクター、教務担当職員を構成員とするカリキュラム委員会を毎月定例的に開催している。ここでは、カリキュラムの変更を主体に、研究科にまつわる様々な事項を教職協同で協議し、教授での議論及び決定に繋ぐ役割を果たしている。

⑥ 研究指導体制

【国際関係学研究科修士課程】

国際関係学研究科修士課程の学生は、入学後 2 学期目の終わりには、指導教員を決定することになるが、それまでの間、各学生には専任教員をファカルティコンサルタントとして割り付け、入学当初から学生に対する修学支援を行うためのシステムを設けている。1 年次の 3 学期目以降は、指導教員が、修士論文又は研究レポートの作成指導のみならず、履修や研究計画、進路、その他の個別相談等に対して、幅広い支援を行う体制が整っている。

【資料 2-2-7】

【国際関係学研究科博士後期課程】

博士後期課程の学生は入試時に提出された研究計画に基づき、学生が志向する研究テーマや研究領域に応じ、入学時点で既に指導教員 1 名が決定している。1 学期目の半ばまでには、指導を補完する役割の副指導教員 2 名が決定し、修了に至るまで、3 名体制で研究指導を行う体制が確立されている。指導教員に加えて副指導教員を置くことで、学生は論文指導において、学際的な視点や多様な方法論の助言を得ることができる。

【国際経営学研究科】

MBA 1、2 年制プログラムの学生に対しては、入学当初に専任教員をメンターとして割り付け、早くから修学支援を行うためのシステムを設けている。2 年制プログラムの学生の場合は、1 年次の終わりに、1 年制プログラムの学生の場合は、1 学期目の終わりに、それぞれ指導教員が決定し、その後は、前述の国際関係学研究科修士課程の学生の場合と同様に、指導教員が各学生に対して幅広い支援を行う。【資料 2-2-8】

⑦ 言語教育研究センター

言語教育研究センターは、英語プログラム担当の専任教員 4 名、日本語プログラム担当の専任教員 4 名、専任スタッフ 1 名の体制の独立した組織として、両研究科を横断して英語教育及び日本語教育を行っている。本学の全ての講義は原則的に英語により実施しているため、1 年次の学生で、免除対象となる者以外は、英語科目は必修科目の位置づけのもとで、少人数編成のクラスで、個人指導も交えた徹底指導を受ける。英語プログラムでは、

更に、2年次生を対象として、修士論文・リサーチレポート作成能力向上のための授業も選択科目として提供しており、両研究科学生の学修を補完する大きな役割を果たしている。

さらに、言語教育研究センターは、学生の英語ニーズをさらに深く把握し、向上させるための取り組みとして、言語教育研究センターの英語担当教員と各研究科の代表教員からなる委員会の立ち上げを提案し、令和元(2019)年12月の大学運営委員会において承認されている。

⑧ 大学運営委員会における教職協働の取組

本学の大学運営委員会は、下記のメンバー構成で、基本的に月に1回開催されている。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) 学則第8条、第8条の2、第9条に定めるセンター長及び研究所の長
- (5) 事務局長
- (6) 学長の指名する者

同委員会には、各事務室の室長等もオブザーバーとして参加している。また、同委員会の開催にあたっては、学生に関する事項を含む様々な事柄について、職員が議題設定や審議内容について、学長と事前に協議する場が設けられ、職員の意見が反映される仕組みが構築されている。【資料 2-2-9】

⑨ その他

本学では、多様な奨学財団、留学生支援事業、外国政府派遣による留学生が在籍しており、在学中の学修状況把握のため、本学教職員とスポンサーとの連携による定期的なモニタリング調査・報告を通して、問題の早期発見、情報共有、支援の必要性の検討などにつながっている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本項目に関わる学修支援を本学は主として以下の通り行っている。

① TAによる学修支援

本学では、研究科ごとに、授業サポートを行う TA(Teaching Assistant)を雇用している。TAは、主に履修者が多い1年次の必須科目において研究科長の判断により雇用し、教員の教育補助(教材等の準備、授業補助、授業におけるディスカッションの促進など)の他、学生が授業で理解しきれない点を補う授業時間外のTAセッションを行い、学生に対する学修支援を行っている。TAは修士課程の2年生又は博士後期課程に在籍する学生の中から、学業・人物共に優れ、かつ英語におけるコミュニケーション能力に長けている者が採用され、その任に当たる。平成30(2018)年には、それまで各研究科独自の内規を基に、それぞれの運用を行っていたTA制度を、「国際大学ティーチング・アシスタント規程」として一本化する過程で、ルール公正化を図ると共に、大学全体のルールとすることで、TA制度を通じた教育支援、学修支援体制を更に強化した。現在も各研究科は、この規程の範

圏内で、TAに関する内規を定め、運用している。【資料 2-2-10】【資料 2-2-11】【資料 2-2-12】

② オフィスアワー制度の全学的な実施

教員のオフィスアワーは、学期ごとに曜日と時間を設定しているケースと、個別予約によるケースがある。全教員のオフィスアワーを、シラバスや掲示板を通じて学生に周知することで、学生から教員へのアクセシビリティは確保されており、教室外における、学修支援の取り組みの一つと言える。令和 2(2020)年は、新型コロナウイルス感染症予防への配慮から、各教員のオフィスが密集環境になることを避けるため、従来のオフィスでの面談を Zoom や Skype を利用したオンラインに切り換える、または、より広いラウンジ等を利用するなどの対応を取っている。【資料 2-2-13】【資料 2-2-14】

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

2-2-①-⑦で述べた各研究科教員と英語担当教員代表による第一回の会合を今年度中に開催し、その後は学期あたり 1 回程度の開催を定例化し、両者の立場及び観察をベースとした意見交換を行い、学生への学修支援体制強化につなげる。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】 夏期英語集中プログラム(IEP)

【資料 2-2-2】 Orientation Schedule September 2020（英語）

【資料 2-2-3】 国際関係学研究所・学生便覧（Curriculum Handbook p.19）【資料 F-5-1】と同じ

【資料 2-2-4】 国際経営学研究所・学生便覧（Student Handbook p.11-12）【資料 F-5-2】と同じ

【資料 2-2-5】 科学の健全な発展のために（For the Sound Development of Science）

【資料 2-2-6】 国際大学チューターに関する規程

【資料 2-2-7】 Supervision Guide（GSIR）

【資料 2-2-8】 Advanced Seminar Guidelines（GSIM）

【資料 2-2-9】 国際大学運営委員会規程

【資料 2-2-10】 国際大学ティーチング・アシスタント規程

【資料 2-2-11】 TA Hiring Guideline（GSIR）

【資料 2-2-12】 TA Hiring Guideline（GSIM）

【資料 2-2-13】 教員オフィスアワー一覧（GSIR）

【資料 2-2-14】 教員オフィスアワー一覧（GSIM）

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

外国人留学生の在籍数が日本人学生を上回る本学にとって、外国人留学生・日本人大学院生双方へのサポート体制を整えることが求められており、以下のような施策を講じている。

① 新入生対象のガイダンス開催

入学式がある9月に毎年新入生対象のガイダンスを就職支援担当者が行っている。この新入生向けガイダンスでは、主に本学の就職支援サービスの説明、日本の就職活動全般、英文履歴書の作成について説明している。特に日本の就職活動は、おおよそ企業の採用スケジュールが決まっていたり、独自の就職活動ルールがあったりと、海外の就職活動との方法が異なるため、日本と海外の違いを比較して説明している。

この新入生向けガイダンスは、修了後に就職を希望する学生が、ほぼ全員参加している。

② 履歴書添削

本学は後述の通り、毎年履歴書ブックを作成している。履歴書ブックに履歴書を掲載する前に、就職支援担当者が1学生に対して面談と複数回の添削を行い、その学生の良さやスキルが企業に伝わることを心掛けている。履歴書ブックに掲載する英文履歴書だけでなく、英文カバーレター、日本語履歴書、日本語職務経歴書、エントリーシートなども同様に個別で添削を行っている。

③ 日本語の面接練習

学生の要望に応じて日本語での面接の練習を個別で行っている。本学は留学生が多いため、日本語での面接が苦手な傾向がある。そのため想定される質問に対して事前に準備、対策することで、学生が落ち着いて自分をアピールできるようサポートしている。

【新型コロナウイルス感染症対策による対応】

多くの企業がオンライン面接を導入したため、オンライン面接に特化した面接練習も行った。

④ インターンシップ・プログラムの紹介

本学でのインターンシップ・プログラムの紹介は、インターンシップの募集案内をキャリアサポートに登録をしている学生にメールで周知したり、学内に掲示して全学に周知したりする場合と、就職支援担当者がインターンシップの実施内容を確認して、ふさわしいと思う学生に個別に案内する場合がある。企業が一般公募で受け付けているプログラムだけでなく、就職支援担当者や法人本部の職員が各企業の人事担当者を訪問し、本学の学生のみを対象としたプログラムの策定を提案し、受入が実現したケースもある。

【新型コロナウイルス感染症対策による対応】

新型コロナウイルスの影響で、県外でのインターンシップは減少したが、県内企業でのインターンシップ・プログラムとオンラインでのインターンシップ・プログラムが増加し、結果的に例年並みのインターンシップ・プログラムを提供することができた。

⑤ 履歴書ブック“TUJ Resume Book”作成

学生の英文履歴書を1冊にまとめて印刷し、企業人事担当者に配布する独自の支援体制を取っている。もともと本学が地方に位置し、必要単位数が他大学に比べて多いことから、学生の就職活動に係る負担を少しでも軽減しようと始めた取組みである。現在は冊子版に加えて、オンライン版でも閲覧できるようになっている。令和2(2020)年度向けは100冊を発行、国内海外問わず各企業人事担当者に配布した。【資料2-3-1】

個人情報の取り扱いについては、学生が就職支援登録を行う際に企業にResume Bookが公開される旨を伝え、学生から同意をもらった上で登録している。オンライン版Resume Bookに関しては、企業からリクエストがあった際に都度パスワードをメールで送り閲覧できるようにしている。

⑥ オンキャンパス・リクルーティング

⑤と同様に、就職活動のため時間的・金銭的に毎回上京が難しい就職活動生の支援のため、オンキャンパス・リクルーティングを実施している。学内に企業人事担当者を招き、企業説明会と採用1次面接または個別面談を実施している。学生はキャンパスにいながら、人事担当者と直接話せる機会があり、学業と両立しながら効率的に就職活動を行うことができる。

【新型コロナウイルス感染症対策による対応】

オンラインでオンキャンパス・リクルーティングと同じように企業説明会と採用面接または個別面談を行った。

⑦ 企業人事担当者へ直接の学生紹介

学生を紹介・推薦する取組みとしては、ただ推薦状を発行するのではなく、就職支援担当者が企業の人事担当者を1社ずつ訪問し、企業側が希望する人材についてしっかりとヒアリングを行った上で学生を紹介・推薦する取組みである。法人本部の職員と連携し、より多くの企業を効率的に訪問する体制がある。

【新型コロナウイルス感染症対策による対応】

人事担当者との打合せをオンラインで行うことにより、情報共有の機会を増やした。

⑧ アドバイザーネットワーク、メンターネットワークの構築

在学生に対して修了生がアドバイスを行う“A-CAN (Alumni Career Advisors Network)”(修了生キャリア・アドバイザー・ネットワーク)と、男子・女子学生に対してアドバイスを行う“GMMN(Global Men's Mentor Network)”(グローバル・メンズ・メンター・ネットワーク)、“GWMN(Global Women's Mentor Network)”(グローバル・ウィミズ・メンター・ネットワーク)の構築及び活用を図っている。就職支援担当者だけでなく、先輩であり社会人である修了生からのアドバイスによって、学生が自信を持って就職活動を継続できるよう取り組んでいる。

⑨ 教育オンラインツールの活用

本学は大学院大学であることから、在学生のバックグラウンドや年齢が幅広いため、複数ツールを厳選し紹介している。特にハーバード大学で開発されたキャリア教育ツール“Career Leader.com”を取り入れている大学は本学を含めアジア地域で7校のみである。

⑩ 個別面談

本学では、メールや電話に限らず、対面で学生と話し合う機会である個別面談を重視している。学生が抱える就職活動への不安に寄り添うよう心がけている。日本独自の就職活動のルール、選考方法などに戸惑う留学生も多いので、これからも本学の特徴にあった独自の支援体制で、日本企業と留学生との架け橋となるような就職支援に取り組んでいく。

⑪ 日本人学生に対する就職支援

日本人学生への就職支援も外国人留学生と同様に、個別面談・履歴書添削・エントリーシート添削を行っている。また、国際機関を目指す学生向けに外部講師を招いて講演を行うグローバルキャリアディベロップメントセミナー(年3回程度)を実施している。

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

2-3の改善・向上方策として以下の取り組みを行う。

① 日本企業への就職を希望する外国人留学生のための日本語学習プログラムの強化

日本語面接のSCRIPT作成、日本語履歴書の作成(個別対応で指導・添削)、日本語模擬面接の練習(個別対応)の機会を提供する。模擬面接では実際の面接で聞かれた質問を取り入れるなど工夫する。日本語の語学教員と連携し、学生の日本語レベルの把握、授業態度、語学教材の推薦など、アドバイスをもらうサポート体制を強化する。

② 修了生ネットワークを活用した支援体制

修了生で構成される Executive Council (EC)、在学生の代表から構成される IM-Council、IR-Council と引き続き連携し、修了生と在学生の交流の場を提供する。また修了生とのネットワークを活用し、人材を探している修了生と連携を図り、就職活動をしている学生を紹介する。

③ 日本企業への就職支援

学生へは海外と国内における就職活動の違いを新入生ガイダンスで理解を促しているが、企業の人事担当者にも外国人学生と日本人学生のキャリアプランの考え方の違いなどについて理解を得られるよう取り組む。また、企業を訪問する際に、人事担当者から OJT や英語でのコミュニケーションが取れる外国人社員のメンター制度など、入社後のケア等について本学就職支援担当者が相談される場面があり、相手企業の人事担当者に本学が知っている好事例があれば積極的に共有していくよう努め、本学から採用された学生が長期的な就業ができるよう取り組む。

④ オンキャンパス・リクルーティングと企業訪問活動

企業の採用担当者によるキャンパスでの説明会及び採用選考会の機会を増やす。そのためにも既存企業・新規企業への訪問活動を行い、情報の刷新と担当者との連携を図る。企業訪問から得られる条件・ニーズは外国人留学生と日本人学生で異なることが多いため、それぞれの学生に合った情報を伝えることを心掛ける。また、令和元(2019)年9月に新しく立ち上げた就職支援システム(Career Access)によって、オンライン上で、学生は自ら就職支援サービスへの登録などができ、企業は自ら求人情報の登録などができるようになった。本就職支援システムの活用を学生・企業の双方に促しサービス向上に繋げていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】 IUJ Resume Book 2020

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活全般に対するサービス・厚生補導を担う事務組織として、学生センター事務室を設置し、主として以下の施策を講じている。

① 日常生活の支援

本学は授業のすべてを英語で実施していることから、入学に際して日本語能力を課していない。現在全学生数の約90%以上を占める本学留学生は、日本語を話せない学生が大多数である。また日本人には常識でも留学生にはわからないことも多い。そのような不安を解消するために、日本での生活全般についてのガイドブック「INFO PACK:Prearrival/Arrival Guide」を入学前に配布し、入学後には、快適な寮生活を送るための「IUJ Dormitory Information」、病気や緊急時の対応についてのガイドブック「Guide To Health Care & Hospitals」を配布している。女性のみを対象にしたオリエンテーションも開催し「Women's Health Guide」を配布している。家族の呼び寄せを希望する学生を対象にしたオリエンテーションも別途開催し「Family Guide」を配布して必要事項の周知に努めている。また、これらガイドブックには、学生の利便性を考慮し、出来る限りQRコードを掲載している。【資料 2-4-1】【資料 2-4-2】【資料 2-4-3】【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】

また、周辺地域住民の支援を得て留学生の生活をより快適なものとするための施策を講じている。例えば、本学あるいは周辺地域が主催するバーベキューパーティーや日本文化紹介行事、日本語パートナーの斡旋など、留学生だけではなく、その家族に対する支援活動も行っている。うおぬま国際交流協会（UONUMA Association for Multicultural

Exchange : 「夢つくす」) と協力し、より手厚い支援体制を構築するとともに、ヒップファミリークラブの協力を得てホームステイの機会も設けている。

② 学生寮のセキュリティーと緊急時対応体制の強化

本学にはキャンパス内に単身寮 3 棟、世帯寮 1 棟があり、入学時は、ほとんどの学生が学生寮に入居する。当初から学寮管理者を置いていたが日中だけの対応となっていたので、平成 27(2015)年 5 月より夜間も管理者を寮内に配置し、24 時間学生対応ができる体制となった。日中の管理者も夜間の管理者も全員日本語・英語のバイリンガルで、学生の日常生活へのきめ細かな支援をしている。

学寮設備のセキュリティー強化にも取り組み、平成 28(2016)年に全室にドアチェーンとドアスコープを設置し、合計 46 台の防犯カメラを増設した。

ソフト面では、学寮の各階に代表者（フロア・リプレゼンタティブ）を決め、自分の居住する階の学生間のコミュニケーション向上を図っている。フロア・リプレゼンタティブは各学期に 1 度、自分の階に住む学生を集め、自己紹介・相互交流の機会を作り学生間の親睦を深めることに貢献している。また急病や災害等の緊急時には、その対応を率先して行い、フロア内の問題の発見・解決に貢献することも役割の一つである。フロア・リプレゼンタティブには、目的や役割についてオリエンテーションを実施し、有効に機能するように指導している。

③ ムスリム学生の対応の向上

学食でのハラール料理の提供は徐々にその割合が増加し、現在では 90%がハラールメニューである。またムスリム学生の増加に伴い礼拝に関する要望も増加し、礼拝用スペースを設置し、礼拝に使用する敷物や本の収納場所を増やし、また、通常体育館の使用は予め予約することになっているが、金曜礼拝の時間は、予約なしで体育館を使用できるようにした。

④ 経済的な支援

学生生活安定のための経済的支援として、経済的支援が必要と思われる日本人及び外国人私費留学生について本学独自の以下の奨学金制度を設けている。

令和元(2019)年に Nakayama 70 奨学金を新たに設け、学生の経済状況に対応した、きめ細かな支援が更に可能となった。

図表 2-4-1 国際大学中山素平記念奨学金【資料 2-4-6】【資料 2-4-7】【資料 2-4-8】
【資料 2-4-9】

種類		内容			
		年間授業料	入学金	生活費	給付期間
給付	Nakayama 100 premium	全額免除	25 万円	10 万円/月	1 年間。但し、1 年次の学業成績によって 2 年次も期間延長可
	Nakayama 100	全額免除	25 万円	—	
	Nakayama 70	7 割免除	—	—	
	Nakayama 50	半額免除	—	—	

	Nakayama 30	3 割免除	—	—	
	Nakayama Plus	—	—	寮費2万円 月の減免	
	Nakayama Alumni	—	—	10 万円/月	2 年次期間のみ
貸与（日本人のみ）	年間授業料 の半額を限 度として 貸与	—	—	—	貸与期間：1 年間 （在学中は無利子。修 了した月の翌月 1 日か ら有利子にて返還）

上記奨学金の内、Nakayama Alumni を除いて、入試合格時に採用を決定している。これにより、学生は入学前から経済的な計画を確実に立てて、入学することが可能である。本学独自の奨学金以外に、以下のような機関・団体の奨学金プログラムの支援を受けている。

- ・日本学生支援機構奨学金
- ・文部科学省国費外国人留学生
- ・日本学生支援機構留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）
- ・アジア開発銀行(ADB)、国際通貨基金(IMF)等の公的機関の奨学プログラム
- ・その他民間財団奨学金

奨学金申請時のサポート：奨学金の募集要項・申請書式はほとんどが日本語で書かれているが、本学の留学生が日本語の要項を読んで理解するのはなかなか難しい。そこで応募資格や支給条件等を英訳して学生に提供している。英訳を提供することで各奨学財団の趣旨や活動内容についての理解を深めてもらい、奨学金団体との相互理解を深め、つながりが強くなることも期待している。

⑤ 学生自治会などの支援

学生自治会（Graduate School Organization – Executive Committee、略称 GSO-EC）との連絡を密に行い建設的な関係を維持している。学園祭（インターナショナルフェスティバル）や、学生サークルなどを支援している。

⑥ 心身両面におけるヘルスケアの支援

平成 28(2016)年 12 月末、カウンセリングに使用できる専用の学生相談室を開設し、学生のプライバシーを保護しつつ、落ち着いた雰囲気の中で悩みを相談できる環境を整備した。

平成 29(2017)年 4 月には高度な資格を有し、海外でのカウンセリング経験のある常勤カウンセラーを雇用して、学生・教職員へのメンタルケアに関する支援体制の強化を図り、学生相談室を発展させたカウンセリングルームを配置した。学校医による医療相談も 2 週間に 1 回の頻度で実施を継続している。

また、年に 2 回、全学生を対象に大学内を会場に健康診断を実施し、健康問題の早期発見を促している。再検査の結果がでた学生は、病院での再検査の前に学校医による問診を行う等、心配事の早期解決に努めている。

⑦ 新型コロナウイルス感染症予防に向けた学生サポート

令和 2(2020)年春学期（4月～6月）は、授業出席にマスク着用が義務付けられた。しかしながら、品薄で店頭で購入することも出来ない現状を踏まえ、学生および教職員に対してマスクの配布を行った。大学で保管するマスクにも数に限りがあったため、枚数制限を設け、手洗いをして複数回使用できるよう、洗い方を図示したチラシも同時配布した。

秋入学制を採っている本学では、修了要件を満たした学生は6月に修了を迎える。令和 2(2020)年は新型コロナウイルスの影響により、帰国困難となった修了生が多く発生した。学生センター事務室では、帰国便の予約サポートや、奨学金財団に対する奨学金の延長支援要請、在留資格の変更申請業務等を行い、修了生が財政困難などの不安を抱えることなく日本に滞在できるようサポートを行った。

また、修了後に予定通り帰国できる修了生に対して、出身国より要請される「健康証明書」取得のための手配・受診補助等を行った。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

本学のさまざまなガイドブックには更新と改善が絶えず必要である。学生のニーズの変化や地域サービスが成熟するにつれ、ガイドブック類は毎年漸次改善を行っている。

また、入学当初から家族の呼び寄せを希望する留学生が増えているが、学内の世帯寮には限りがあることから、学外のアパートに居住する学生が増えている。そのため、ごみの出し方の問題や、騒音による、ご近所との問題も増えている。この傾向は今後も減少することはないと思われ、これらについて、大学としてどのように、どこまで対応・関与すべきかといったガイドラインの作成を行う。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-4-1】 INFO PACK:Prearrival/Arrival Guide [英語]

【資料 2-4-2】 IUJ Dormitory Information

【資料 2-4-3】 Guide To Health Care & Hospitals [英語]

【資料 2-4-4】 GUIDE TO WOMEN'S HEALTH

【資料 2-4-5】 FAMILY GUIDE

【資料 2-4-6】 2021 IUJ Scholarship Guidelines : Masters Programs [英語]

【資料 2-4-7】 2021 IUJ Scholarship Guidelines : PhD Programs [英語]

【資料 2-4-8】 国際大学 (IUJ) 奨学金のご案内 修士課程 日本人向け

【資料 2-4-9】 国際大学 (IUJ) 奨学金のご案内 博士後期課程 日本人向け

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

構内に完全個室の学生寮が設置されており、学生が快適に過ごせるよう休憩施設や学習スペース等が適切に整備されている。また、本学で有する図書館や情報施設の運営・管理については後述の 2-5-② に記述する。

施設は全て耐震基準を満たしており、また、夜間においては警備員による巡回を行うとともに防犯カメラの増設を実施した。これにより更なる安全安心な教育研究活動の場を提供している。【資料 2-5-1】【資料 2-5-2】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

松下図書・情報センター（MLIC）は、教育研究の高度化に対応した図書・情報施設であり、その運営のため MLIC 運営委員会が年 2 回開催され、学修環境改善、資料媒体選定、IT サービス向上など、質の高い教育研究を提供している。図書館の開館時間は、学期中は 8:30 から 24:00 までとなっており、深夜まで学習したいという学生からの要望に応じている。【資料 2-5-3】【資料 2-5-4】【資料 2-5-5】

図書館は約 10 万冊の蔵書と約 14,400 種類の電子ブック、約 53,800 種類の電子ジャーナル及び 31 種類のオンラインデータベースを揃えている。これらのオンラインリソースは学内のみならず学外からでもリモートアクセスサービスを経由することにより利用可能となっている。また、ディスカバリーサービスによる資料検索ツールにより、図書・雑誌・電子ブック、電子ジャーナル、データベース、新聞、論文等を一括して検索することが可能である。

利用者は書籍の貸出予約、他館との相互貸借などを図書館ホームページから行うことができる他、学生自身の研究や論文作成に必要な書籍の購入を図書館に年間 3 冊までリクエストできる制度を取り入れており、積極的に利用されている。

学期初めには図書館資料やデータベース検索方法の利用講習会を多数開催し、学生の研究・教育サポートを行っている。

またデータベース会社の支援を得て、図書館インターン制度を開始し、インターン生を中心に図書館リサーチイベントを開催。学生のリサーチスキル向上へと繋げている。

本学図書館で最も利用頻度が高い貸出サービスが、「コースリザーブ」である。授業で使われる必修科目の教科書は、すべてカウンター内に準備され、貸出可能となっており、多くの学生から利用されている。令和元(2019)年度から令和 2(2020)年度にかけては新しいプログラム用のコースリザーブを始めとする資料準備に対応すべく、担当する教員との協働により、必要な書籍類を選定、登録、配架して授業及び教育研究を支援している。

図書館の書架については、空きスペース確保のため、主にコースリザーブ用として購入された副本や資格・試験問題集などの旧版で新版を受け入れた書籍、他館所蔵があり本学貸出が 10 年以上ない書籍等をリスト化し、本学教員の確認を経て最終的に不要と判断された書籍を除籍している。

また除籍図書の有効活用の観点から、除籍された本をアジア・アフリカの大学や図書館に打診し、受け入れを承諾してくれた図書館に対して 100 冊程度寄贈している。本事業は私立大学図書館協会が国際図書館協力事業の一環として行っている海外寄贈資料搬送事業

に送料補助を申請し、採択された場合に実施しているが、ほぼ毎年採択していただいております。令和 2(2020)年 1 月までに延べ 6 ヶ国・11 図書館向けに実施している。

学内には、MLIC 棟に PC 教室 3 室と学生寮に PC ラウンジ 2 室を備えており、学期期間中は 24 時間開室している。PC 教室は頻繁に授業で利用されており、Word や Excel 等の一般的なソフトウェア以外にも STATA、EViews 等の統計学用ソフトウェアを多数備えている。令和 2(2020)年は新型コロナウイルス感染症拡大により日本に入国できない新入生が多くいたため、同じ内容の授業を対面とオンラインで同時に行うハイブリッド授業のために機材や設備を PC 教室に設置した。またオンライン学生の顔を教室内のスクリーンに投影し、逆に教室内の学生をオンライン学生に見える仕組みを構築し、対面学生とオンライン学生が一体感をもって授業に参加できる環境を提供している。

Wi-Fi は学内の多くの場所で提供されており、自由に利用されている。また、ネットワークプリンターも PC 教室他、図書館、自習室、学生寮に広く設置され、学生は論文やレポートを有料で自由に印刷する事ができる。

学生に対する IT サポートについては、学生が自国から持ち込む多言語のパソコンに対応している他、タブレットやスマートフォン等にも対応し、トラブル対応や使い方、Wi-Fi 設定や起動エラー修正、パソコン故障時のメーカーへの修理手配等、幅広いサービスを提供している。また IT に詳しい学生をアルバイトとして雇用し、MLIC 棟内に設置してあるヘルプデスクにて午後 2 時間、学生による IT サポートサービスの提供を行っている。

【資料 2-5-6】

新型コロナウイルス感染症対策による対応として、松下図書・情報センターでは IT 部門と図書部門とに分け、次のような対策をしている。

図書施設

- ・ 図書館出入口と数か所にアルコール消毒液を設置している
- ・ 換気を良くするために、図書館内窓を所々開放している
- ・ 入館の際はマスク着用をお願いしている
- ・ 図書館スタッフ及び学生アルバイトはマスク着用を義務付けとしている
- ・ カウンター、レファレンス机に飛沫防止用のアクリル板透明ガードを設置している
- ・ カウンター前にアルコールウェットティッシュを設置している
- ・ 毎朝、スタッフによるカウンター回りの消毒を行っている
- ・ 館内勉強机やソファエリアに 3 密防止のポスター掲示をしている
- ・ イベントの際は通常の対策の他、来館者の体温検査を行っている
- ・ 学内利用者のみでの来館としている

IT 施設

- ・ PC 教室の利用者数を定員の半分で運用している。
- ・ PC 教室の窓を数カ所開放し、換気を行っている。
- ・ PC 教室出入り口にアルコール消毒液を設置している。
- ・ PC 教室内にアルコールウェットティッシュを設置している。
- ・ PC 教室や事務室への入室時はマスクの着用をお願いしている。
- ・ PC サポートカウンターに飛沫防止のアクリル板を設置した。

- ・換気のため館内冷房における外気取り入れの量を増やしている。
- 図書・IT施設は学内でも学生が集まる場であるので、感染防止対策を徹底している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学は豪雪地帯に位置し、降雪期の構内移動については、消雪パイプの敷設や委託業者による機械除雪を実施している。現在は、施設内のバリアフリー化を進めており、身障者トイレ、エレベーター、スロープ等が整備されている。しかし、キャンパス敷地内の高低差や建物内の出入口のドアの大きさ及び重量、また、豪雪地であり冬季の屋外移動が難しいこと等、利便性を配慮するには、どのような対策を要するか専門家及び関連法令を遵守しながら取り組む必要がある。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

2019/2020 Academic Year 中の全提供科目の履修者数は履修者数一覧（2019/2020 Academic Year）のとおりであり、国際関係学研究所における指定必修科目の平均は 23 人、選択科目の場合は 16 人、国際経営学研究所における指定必修科目の平均は 25 人、選択科目の場合は 12 人で適正なクラスサイズの範囲である。【資料 2-5-7】

両研究所において、履修者数の多い指定必修科目の多くと基本専門科目と呼ばれる全学生共通の選択必修科目については、教育効果を上げるために、クラスを二つに分けて授業を実施している。また、語学科目を含む複数の選択科目では、グループワークや活発な授業運営、きめ細かな個別指導を行うために、その授業の内容に即した適正(上限)履修者数を定め、履修登録時に学生に周知している。特に英語科目は全科目において、アカデミック英語能力の向上、論文、レポート作成の技能習得のための理解をより深めるため、学生の個別レベルに沿って授業を運営していることから、1 クラス 15 名を上限として設定しており、履修者が 15 名を超過する場合にはクラス分けを行い調整している。

幅広い分野を含有する国際関係学研究所においては、在籍者数に対して提供科目数が多いため、少人数で対話型の授業運営が可能である。授業開講のための最低履修者数は 3 名である。

国際経営学研究所の授業科目は、講義に加えてケース・ディスカッション、プレゼンテーション、グループワークなど、実践的教育手法を複合的に組み合わせた、双方向の教授法が取り入れられている。そのため、受講生が 10 名を下回ると効果的な授業が行われないうケースもあり、最低履修者数は、概ね 10 名程度である。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

建物目視調査の評価や設備設置年数を基に概算金額を含んだ建物設備長期修繕計画(2020-2035)を立案した。立案した長期修繕計画を 10 月以降の理事会に諮る。バリアフリー等の施設の整備について検討を始める。【資料 2-5-8】

学内であればほとんど、どこでも繋がる Wi-Fi サービスを提供しているが、学生から学生寮の Wi-Fi が繋がりにくいとの報告が寄せられている。詳細な調査の結果、共用キッチンや学生の個室においてある電子レンジから発せられる電磁波と、Wi-Fi で利用している 2.4GHz 帯の電波が混線しており、その結果、Wi-Fi 接続が不安定になることが確認され

た。対策として、電子レンジの影響を受けない 5GHz 帯の電波も並行して利用できるよう Wi-Fi アクセスポイントの設定変更を実施し、令和 2(2020)年 10 月より 2 系統の周波数帯での Wi-Fi サービスを提供している。今後、学生アンケートを実施し、状況が改善されたのかどうかを確認する。

また頻繁に授業で利用される PC 教室 (PC124) のパソコンのパフォーマンスが悪くなっているため改善する。

図書館については自習用キャレルデスクを約 84 席設けているが、試験期間中は特に混み合うため席が不足する状況も発生している。将来的には参考図書書架を移動させ、空いた場所にラーニングコモンズ的なスペースを作り、学びを支援する新しい図書館としてのサービスを検討する。

また、試験期間中や修士論文提出前など深夜 0:00 以降も勉強を続ける学生が多く、開館時間を延長してほしいとの声も上がっている。セキュリティーの問題や深夜に働ける人材の安定的確保及び、その人件費、学外居住者の帰宅手段の検討等、懸案事項が多い。深夜の無人営業の可否も含め継続検討事項であるが、コロナ禍のため見合わせている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】 国際大学 地震建物調査報告

【資料 2-5-2】 防犯カメラ増設位置

【資料 2-5-3】 国際大学松下図書・情報センター規程【資料 1-2-12】と同じ

【資料 2-5-4】 国際大学松下図書・情報センター運営委員会規程

【資料 2-5-5】 MATSUSHITA LIBRARY & INFORMATION CENTER (MLIC LIBRARY) GUIDE

【資料 2-5-6】 Campus IT User Guide

【資料 2-5-7】 履修者数一覧 (2019/2020 Academic Year)

【資料 2-5-8】 建物設備長期修繕計画(2020-2035)

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

① アカデミック・カウンスル

各研究科には学生が組織するアカデミック・カウンスル (IRC/IMC) が存在している。アカデミック・カウンスルのメンバーは学生の選挙により決定し、学生の代表として、研究科長や職員と会合を持ち、学生と教職員の間での橋渡しとなる重要な役割を果たしている。

選出されたメンバーは各研究科の教育活動やカリキュラムについて、学生からの様々な意見、要望、苦情等を研究科長や関連する事務室に報告するとともに、学生の立場から改善に向けた提案を行う。

また、研究科長からの要請に応え、学生の意見を集約するなど、双方にとって有益な関係が構築されている。

カウンシルのメンバーは、GSIR ハッピー・アワーや GSIM ディーンズ・アワーと呼ばれるイベントの企画・運営も行い、教員と学生が教室外で自由に意見交換ができる場を定期的に設けている。これらの方法で吸い上げられた学生の意見・要望は、その後、研究科長、プログラム・ディレクター、担当職員を構成員とするカリキュラム委員会での分析・検討を経て、教授会でも議論され、より良いカリキュラム、学修環境づくりへとつなげている。【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】

② 授業評価制度

国際関係学研究科では、同研究科で開講する全授業科目及び、語学科目について、毎学期、学生による授業評価を実施している。結果は担当教員にフィードバックされ、次年度の授業内容・教授法の改善に活かされている。また、全科目の評価ポイント（10 点満点）を一覧表にまとめたものを学内に掲示する他、詳細な結果もファイルし学生や教員がいつでも閲覧可能な状態にしている。この評価ポイントは毎年教員が提出する活動報告書への記載が求められ、教員の評価にも活かされている。修了を目前にした学生からは、それぞれの学生の指導教員に対する研究指導・論文指導への評価及びコメントも回収し、結果は各指導教員にフィードバックしている。

国際経営学研究科では、毎学期の中間と期末の 2 回、学生による授業評価を実施している。中間に行われたコース評価は、ただちに教員にフィードバックされ、後半の授業内容・教授法の改善に役立てられている。期末の授業評価は次年度に向けた改善のために各教員が活用する他、教員間で共有・レビューされ、FD(Faculty Development)としても役立てられている。また、その評価ポイントは毎年教員が提出する活動報告書に記載され、教員の評価にも活かされている。更に、平成 29(2017)年より優れた授業評価を受けた教員に対する表彰も行っている。

現在、研究科ごとの基準、及び方法で実施している学生による授業評価を、それぞれの研究科の独自性が許す範囲で統一化し、大学全体の取り組みとして、タイムリーに結果の分析・検討を行い、将来的な授業の改善につなげる仕組みをつくるべく、IR 担当者と両研究科担当者間で検討を行っている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

常勤カウンセラーを設置した事により、きめ細かな心身健康に対する相談が可能になり、さらに生活上の様々な困りごとなどに関する学生の意見、要望の具体的、かつ迅速な把握が可能になった。その他、目安箱を設置して、匿名で学生の意見・要望を把握する仕組みを作り、実施している。寄せられた意見・要望への回答は、所定の掲示板に掲示し対応に透明性を持たせている。

留学生にも対応できる英語に堪能なメンタルケアの専門家を雇用し、きめの細かいサポ

ートを提供している。カウンセリングルームでは定期的にニュースレターを発行し、心身のリラクセスを促す呼吸法などのワークショップや日帰りイベントなどを実施している。

また、メンタルケア体制強化の一環として、平成 29(2017)年度から、職員をメンタルケア心理士資格取得研修に参加させ、3名が資格を取得している。

学業面、生活面における学生の不安を解消するために、学生によるメンター・システムとバディ・システムを導入している。学術面ではメンター・システムで先輩が後輩の支援を行い、生活面ではバディ・システムにより、メンバーが病気・怪我で困っているときに食事作りや授業のノート取り等、サポートし合う取り組みである。これらのシステムは新生をいくつかのグループに分け、グループごとに担当の在学学生を決めて、入学前から気楽に質問、相談等ができる仕組みである。また、学生全員を、学年、プログラム等混成の「ハウス」と呼ぶチームに分けて、ゲームやスポーツを楽しみ、交流を深める仕組みも作った。「メンター」「バディ」「ハウス」は、それぞれのメンバーや役割に重複する部分もあるが、複数のグループに属することで、1つのグループに馴染めなかった場合に、別のグループのメンバーに相談できるといった環境を作っている。それぞれのグループの役割を敢えて厳密に定義せず、ゆるやかな境界線を許すことによって、新生の入学・修学に関する種々の不安を解消し、日本ででの生活に早く慣れ、充実した学生生活を送れるようにすることを目的としている。

また、商業施設の新規開店等に伴う学生の動線の変化を察知し、シャトルバスのルート、及び週末のバスルートを変更する等、学生の生活の利便性向上を常に図っている。また、IUJバスサービスガイドを作成し、乗車ルールとマナーを周知している。【資料 2-6-4】

他にも食堂や大学施設の適正な使用等、学生からの提案等について、学生を交えて検討する公開ヒアリングの場を設けている。

様々なイベント情報や、重要告知の伝達方法の更なる向上を視野に、各種ガイドブックに学生の嗜好に合致したコミュニケーション手段である QR コードやソーシャルメディアへのリンクを導入する等要望に応じている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では総務室より修了生を対象とした修了時サーベイを実施し、その結果を基に各担当部署に改善計画書の作成・提出を要請している。その中で問題点や学生からの意見を検討し、施設・設備の改善に反映させている。修了時サーベイにて得られた改善点については対応可能な箇所から順次改善に取り組んでいる。【資料 2-6-5】

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

現在の授業評価（Course Evaluation）は、学生の学修時間の実態や学修行動を把握するための設問項目がなく、単位制度の実質を保つためのデータ収集及び、学生自身の学修成果の把握に関するデータ収集もできていないため、研究科を超えた検討を経て、新たな書式による授業評価（Course Evaluation）を次年度の Academic Year より導入し、得られたデータを適切に管理、授業の改善へとつなげるサイクルを確立する。

令和 2(2020)年の修了時サーベイ結果が出次第、問題点の洗い出しを行い、問題規模に応じ関係部署と協議しながら引き続き着手する。

学生構成の変化を考慮して寮の方針について見直しを行っており、令和 2(2020)年秋の実施に向けて学生と協議した。協議事項としては、学生による共有キッチンの見廻りや、寮のフロア代表の役割増加、酒類の寮への持ち込み、飲酒の制限等であった。中でも昨今問題視されているのが、学生の飲酒による騒音問題である。そのような問題が発生した場合に、現場に赴き問題を解決する（静粛を促す、場所を移動させる等）役割を持つ「Lounge Busters(ラウンジ・バスターズ)」と呼ばれるボランティアグループを編成し、令和 2(2020)年 9 月より稼働する。

新型コロナウイルス感染症の影響で、オンラインやリモートによる授業や情報提供は増加の一途を辿っている。学生センター事務室（OSS）が管理する学生生活支援のホームページを改善し、学外からの閲覧者にキャンパスの様子をよりよくわかってもらえるようサイトを見直し更新する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】 Graduate School of International Relations Council Constitution

【資料 2-6-2】 Graduate School of International Relations Council Mission, Scopes and Objectives

【資料 2-6-3】 国際経営学研究科・学生便覧（Student Handbook pp. 25-26）

【資料 F-5-2】 と同じ

【資料 2-6-4】 IUJ Bus Service

【資料 2-6-5】 修了時サーベイ問題点等データ（学寮）

【基準 2 の自己評価】

基準 2 の各項目は基準を満たしているが、更なる改善活動が必要である。基準 1 の自己評価でも述べたとおり、特にアドミッションポリシーの検証は、昨今重要視されており、使命・目的及び教育研究上の目的を反映した一貫性ある趣旨となっているか、また適切な会議体により適宜合格者選抜がアドミッションポリシーに沿って実施されているか、検証を行い、アドミッションポリシーの有効性を継続して確認を行う。また重要事項である学生募集及び広報活動を前述された施策を実行し、学生増を目指す。学修支援に関しては、個別的な対応は現時点でも行っているが、全学的な方針・計画の策定、実施体制の整備を進め、学習支援の強化を図る。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 については、ディプロマ・ポリシーを踏まえた評価基準が策定されていないことから一部要件を満たしていない。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

平成 27(2015)年度よりホームページに掲載していたディプロマ・ポリシーを、令和 2(2020)年度に全面改訂した。改訂後のディプロマ・ポリシーでは修了要件に加え、本学の目的と各研究科の教育研究上の目的を考慮したうえで、修了時点で学生が身に付けているべき知識、スキル、態度等が学位毎に具体的に示され、学生の学修目標となる内容が記載されている。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

授業科目の単位は、講義・演習とも、15 時間の授業をもって 1 単位としており、学則第 30 条に規定している。【資料 3-1-4】

単位の認定にあたっては、授業科目毎に担当教員が成績評価の要件を定め、シラバスに記載し評定を行っている。成績評価の要素は、授業により異なるが、期末試験（あるいはレポート/プレゼンテーション）の成績・中間試験の成績、授業への取組状況等による。進級認定、修了認定については、課程毎に基準を定め運用している。ただし、単位認定、進級認定、修了認定のいずれにおいてもディプロマ・ポリシーを意識した評価基準は策定されていない。

【修士課程】

修士課程では学修の成果を測る目安として GPA（Grade Point Average）制度を導入しており、以下のとおり GPA を様々な目的で活用しており、このことは、学生便覧に明記し、学生にも教員にも周知している。【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】

- ・ 修了判定
- ・ 2 年次進級判定
- ・ 修了時の総代選出
- ・ 成績優秀者表彰
- ・ 成績不良者へのウォーニング・レター／プロベーション・レターの発行
- ・ 奨学金の継続審査等

平成 29(2017)年度から平成 30(2018)年度にかけて、大学全体で成績評価に関する点検を行い、科目毎に成績評価点に大きな差が生じていることを改善するために成績評価点の平準化を行った。具体的には、必修科目については、受講者の成績平均点（Course GPA）を 4 点満中 3.00～3.30 に収めること、選択科目については、3.00～3.50 に収めることをルール化することにより、極端に評価が甘い科目や、著しく評価が厳しい科目が出ないように改善した。このルールでは、人数が 15 名未満の科目やセミナータイプの科目は対象外とするなど、細かな運用ルールも定められており、その全ての内容について、両研究科の学生便覧に明記し、教員及び学生に周知している。

科目毎の成績平均点を平準化したことに加え、国際関係学研究科では、成績による進級

基準（GPA 2.5 以上）を新たに設けたことや、国際経営学研究科では、成績不振者の定義の見直し（GPA による基準を 3.0 から 2.5 に引き下げた他、以前は入学からの累計 GPA で成績不振者を判断していたものを、各学期の GPA 等を基に判断するよう変更したことで、急に成績不振に陥った学生を見逃すことなく対応できるようにした。）を行った。また、平成 30（2018）年度以降に修士課程に入学したすべての学生について、GPA が 2.5 以上であることを修了要件の一つとして定め、その内容は学生便覧に明記され、教員及び学生に周知されている。修了要件に「GPA2.5 以上」を新たに追加したことは、各課程が定める教育研究上の目的にある養成すべき人材像に合致する質の高い修了生を輩出することにつながると考えられる。

筆記試験中の不正行為を防止するため、詳細な試験の実施ルールを定め、学生便覧に明記し周知している。また、課題レポート、修士論文／研究レポート執筆において、剽窃行為を見逃さないため、修士論文／研究レポートについては全件、各科目の課題レポートについては、科目の担当教員が必要に応じて剽窃チェックを専用のオンラインサービスを使って実施している。剽窃チェックの実施については、国際関係学研究科では学生便覧に、国際経営学研究科では論文ガイド（Advanced Seminar Guidelines）にそれぞれ明記し、周知している。【資料 3-1-7】

本学では、学位論文または研究レポートのいずれかを提出することが課程修了の要件となっている。学位論文および研究レポートの審査方法と審査基準はホームページ上で公表されている。【資料 3-1-8】

本学では、海外提携校との協定に基づき、交換留学プログラムやダブルディグリープログラムを積極的に行っており、学生が他大学で取得した単位の互換・認定を行っている。提携大学で取得した単位は、履修した科目の総授業時間数に応じて定められた単位互換換算表に沿って行われ、本学で取得した単位として認定し修了要件単位に含めている。【資料 3-1-9】

他大学で取得した単位の認定については、学則第 49 条および第 50 条で定めている。単位互換換算表については当該学生に周知している。

成績の互換方法は研究科毎に異なるが、その方法は学生便覧に明記し、周知されている。

【博士後期課程】

博士後期課程で提供される授業科目は、合格(Pass)または不合格(Non Pass)の評語により評価されるため、成績点が無く、よって GPA による審査は行われていない。GPA の審査に代わり、博士後期課程では各年次に次のとおり審査が行われる。

<1 年次>

- 指導教員（1 名）と副指導教員（2 名）からなる博士論文指導委員会により、研究計画の実行可能性と新規性を試す口頭試験を実施。
- 必修科目すべてに合格したあと、コースワークで修得した専門的な知識を確認するために博士候補認定試験を実施。1 年次の 6 月に第 1 回目の試験を実施し、不合格の場合は同年 8 月に 2 度目の試験が実施される。

<2 年次>

- 研究論文の執筆状況を確認するとともに、研究論文の査読付き学術誌への投稿準備状

況を確認し、今後の研究計画と指導体制を確認するため中間発表を実施。

- 博士候補認定試験に1年次に合格できなかった学生は2年次の6月に再試を受ける。6月の試験が再度不合格だった場合は、同年8月に再試を受け、そこで不合格になった場合は、博士候補としての認定を受けることができず、退学することになる。

<3年次>

- 後期発表：博士論文の執筆状況を確認するとともに、研究論文の査読付き学術誌への投稿状況を確認し、数か月後に迫った博士論文提出までのスケジュール確認と研究指導を行う。

- 最終学期に博士論文を提出。博士論文指導委員会と外部審査員からなる博士論文審査委員会が構成され、博士論文の公開最終試験を実施。この公開最終試験の合格をもって博士学位授与の要件が満たされる。

各学生の学期毎の成績や研究計画に関する口頭試験、博士候補認定試験、中間・後期発表、最終試験等の結果は、毎月開催される博士後期課程委員会において報告、関係教員間で共有される。学位取得までのプロセスは博士後期課程設置の際に文科省に提出した「設置の趣旨等を記載した書類（以後「設置の趣旨」という）に記載された内容を基本とし、博士論文ガイドライン（PhD Dissertation Guideline）および学生便覧に明記され学生に周知している。【資料 3-1-10】【資料 3-1-11】【資料 3-1-12】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学則第30条に規定している単位の計算方法は「みなし時間」により記載されているため、実時間と異なる。そのため、本学では1単位当たりの授業時間数を実時間で学生および教員に説明し、授業時間を遵守するよう教員に求めており、やむを得ない出張等で休講する場合は、必ず、補講をすることを依頼している。また、補講の日程を組みやすくするよう、学期をファースト・モジュール（8週間）とセカンド・モジュール（2週間）に分け、セカンド・モジュールは主に補講や集中講義を実施するための期間とされている。

成績評価点の平準化については、全教員に遵守することを求めており、成績提出後は、教務事務室の担当者がコース GPA をチェックし、基準から外れる成績を付けた教員については事務から再提出を求めるか、あるいは、研究科長に報告し、研究科長から注意する等の対策が講じられている。これにより、評価が厳しい教員とそうでない教員との差が縮まり、科目間の成績の平準化が進んでいる。

修了認定および進級認定に「GPA2.5 以上」の要件を定めた結果、この基準により進級できなかった学生が令和2(2020)年度に2名でているが、修了できなかった例はこれまでもとこらない。進級できなかった学生については、教授会で十分に審議した上で進級不可の結論を学生に通知した。その結果、退学が1件、留年が1件という結果となった。

修士論文と研究レポートの審査については数値化できる客観的な評価基準を各研究科に設けた。また、評価基準に沿って適正な審査が行われていることを示すため、各評価基準項目の評価点と合計点を記載する書式（ループリック）を作成し、令和3(2021)年度修了生の修士論文／研究レポートの審査から使用することになっている。また、国際関係学研究科では、修士論文／研究レポートに関わらず、ループリックに加えて、評語の決定に至った理由や改善点を述べた記述式の報告書も提出する。【資料 3-1-13】

国際経営学研究科については、修士論文の場合にのみ、ルーブリックに加えて記述式の報告書を提出することになっている。【資料 3-1-14】

博士後期課程は、完成年度を迎えて以降も「設置の趣旨」を原則としながら、詳細なルールや基準の構築を続けており、更に学生便覧を整備することで、基準やルールの周知を図りより厳正な適用につなげるよう努めている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

各授業科目の評価・単位認定基準はコースシラバスに明記し、履修登録前に公表しており事前の情報提供という観点からは十分な対策が取られていると考える。しかしながら、シラバスに書かれた評価基準に沿って、どの項目がどのように評価されたのか、担当教員が受講生に対して評価の背景についてフィードバックする仕組みはない。透明性の高い、成績評価方法を導入することは、学生自身が当該科目の習熟度や学修成果を把握することにも繋がり、また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、修了認定基準等の策定にも関連すると考えられるため、早急に対応策を検討し、対応できる部分から段階的に適用を開始する。

カリキュラム改革を実施したことにより、1 単位あたりの授業コマ数が 10 コマから 8 コマに減少した。これにより、教員が授業を休講した場合は必ず、補講を実施する必要があるが、休講や補講の情報を全て把握することは困難であり、現状では教員を信頼するしかない。また、授業の一環として行われている現地実習（フィールドトリップ）を授業に換算する場合のコマ数のカウント方法について、基準はあるものの、それが教員に理解されているとは言い難い。必要な授業時間数の確保だけでなく、授業時間外の学生の自主学修の実態も把握する必要がある。単位制度の実質化を高めるため、大学が学生に単位を付与するに当たり必要とされる授業時間数がきちんと確保され、十分な自主学修が行われていることを確認できる仕組みを構築するための方策を検討し、段階的に適用を進める。

博士後期課程については、博士論文のガイドラインや学生便覧の内容を更に充実させ、審査基準や手続きの整備を引き続き行っていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】 国際関係学研究科修士課程ディプロマ・ポリシー

【資料 3-1-2】 国際関係学研究科博士課程ディプロマ・ポリシー

【資料 3-1-3】 国際経営学研究科ディプロマ・ポリシー

【資料 3-1-4】 国際大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 3-1-5】 国際関係学研究科（修士課程）・学生便覧（Curriculum Handbook）

【資料 F5-1】と同じ

【資料 3-1-6】 国際経営学研究科・学生便覧（Student Handbook）【資料 F5-2】と同じ

【資料 3-1-7】 国際経営学研究科・論文ガイド（Advanced Seminar Guidelines）

【資料 2-2-8】と同じ

【資料 3-1-8】 学位論文／研究レポート評価基準

【資料 3-1-9】 単位互換換算表

【資料 3-1-10】 設置の趣旨等を記載した書類（設置の趣旨）

【資料 3-1-11】 博士論文ガイドライン（PhD Dissertation Guideline）

【資料 3-1-12】 国際関係学研究科（博士後期課程）・学生便覧

【資料 3-1-13】 国際関係学研究科修士論文／研究レポート審査報告書兼ルーブリック

【資料 3-1-14】 国際経営学研究科修士論文審査報告書兼ルーブリックおよび研究レポート用ルーブリック

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

「国際大学大学院の目的に関する規程」に定める研究科および教育課程毎の「教育研究上の目的」を踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定し、平成 27(2015)年度より本学のホームページに掲載し広く周知を図っている。カリキュラム・ポリシーの内容は以下のとおりである。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】

図表 3-2-①-1 国際関係学研究科国際関係学専攻修士課程カリキュラム・ポリシー

カリキュラム・ポリシー
<p>1. 多様な価値観に対応し、またグローバルな視野を持ち、政治・経済・経営分野における広範囲な課題に対する問題発掘能力・分析能力・問題解決能力を有する有為な人材を養成すること。</p> <p>2. 各プログラム固有の基礎科目を「必修科目」として位置付けたうえで、多様な専門科目を「応用科目」、「地域科目」として各プログラムで共通とし、絶えず変化する国際社会の諸課題に対し柔軟に対応すること。</p> <p>3. 日本およびアジア地域における経験を有効に活用すること。</p> <p>さらに、公表に値する高度な修士論文作成を重要な柱と考えており、多様な修士研究課題に対応する研究指導評価体制の提供も教育課程編成方針のひとつである。</p>

図表 3-2-①-2 国際関係学研究科国際関係学専攻博士後期課程カリキュラム・ポリシー

カリキュラム・ポリシー
<p>博士後期の教育課程は、「共通選択必修科目」及び「博士論文特別演習（研究指導科目）」の区分により体系的に編成される。共通選択必修科目は、博士の学位に相応しい高度な専門知識と学識の修得及び研究遂行能力の醸成を目的とする。博士論文特別演習は、博士論文執筆のための指導を目的とする。</p> <p>共通選択必修科目は、専門分野に応じてクラスター毎に開講される。学生は1年次に専門とするクラスターを選択し、その開講科目をクラスターの指定必修科目として履修し、高度な専門知識を修得し、研究遂行能力を醸成</p>

する。また学生は、他のクラスター開講科目から必ず1科目以上履修しなければならない。これは、複数の専門分野に関連する研究課題にも対応できる研究能力の醸成の場を提供するとともに、博士の学位に相応しい学識として関連分野における素養を涵養することも狙いとしている。このようなカリキュラム編成とクラスター横断的な履修方法により、国際関係学の包括的な枠組みの中で学際的な教育を行い、グローバルな視野を持った人材養成を行う。

博士論文特別演習は、博士論文の指導を行うため、1年次から3年次まで配当される。1年次は、上述の共通選択科目の履修により高度な専門知識と学識の修得及び研究能力の醸成を目指しつつ、博士論文特別演習Ⅰを履修し、博士論文の指導を受ける。そして1年次に修得した知識と学識及び醸成した研究能力を2年次に配当される博士論文特別演習Ⅱ、3年次に配当される博士論文特別演習Ⅲで更に発展させ、博士論文執筆に取り組む。

図表 3-2-①-3 国際経営学研究科修士課程カリキュラム・ポリシー

カリキュラム・ポリシー
<ol style="list-style-type: none"> 1. グローバル・ローカルを問わず、現実のビジネス社会における諸課題の解決や実践に活用しうる高度の教育機会を提供する 2. 広範で多彩な能力・視野・信念を持つ有為の学生達が相互に刺激しあい切磋琢磨する多国籍・多文化構成のグループをベースとした有為な教育環境を醸成する。 3. 様々なビジネス分野において革新と創造を担う研究者や実務家とのパートナーシップによる教育研究機会を導入する。 4. マネジメントの基本となるスキルと機能的な知識を鍛錬し、効果的にかつ社会的責任を担って職務を全うしうる力をつける。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、その趣旨において一貫性があるといえる。しかしながら、5年前に作成されたカリキュラム・ポリシーは見直しの時期を迎えている。刷新されたディプロマ・ポリシーの実現に向けた、新たなカリキュラム・ポリシーの作成が急務である。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

< 修士課程 >

本学は3学期制（1学期は10週の授業期間（平成30(2018)年度より10週を更に8週+2週に分け、それぞれをファースト・モジュール、セカンド・モジュールと呼んでいる）+約1週の試験期間）を採用している。通常の3学期に加えて、国際経営学研究科では、本学の夏季休暇に当たる7月・8月を春(特別)学期と捉え、1年制プログラム学生向けの指定必修科目を開講し、1年間で32単位を修得できるよう、工夫している。

特定の学期に履修者が偏ることなく、多国籍な授業環境を継続的に確保するため、また在学期間を通じて学生の学修時間が偏らないようにするため、学生には学期ごとの履修単位数を平準化することを強く推奨している。ただし、学生の履修計画にある程度の自由度を与えるため、平成30(2018)年度より1学期あたりの履修単位数を特別演習科目と語学科目を除いて、上限を12単位、下限を2単位に設定し、履修登録上の条件を学生便覧で周

知している。

平成 30(2018)年度に行われた全学カリキュラム改革により、それまで研究科毎に異なっていた授業科目の履修区分を「指定必修科目」「選択必修科目」「自由選択科目」の 3 つに大きく分類し、教育課程毎に各履修区分に置かれる授業科目を定め、体系的なカリキュラムを編成している。

平成 30(2018)年度入学生以降、横断的な履修方法により、各研究科のカリキュラム・ポリシーに照らし、より広範囲な学際的見地と、多角的な視点を得た学生を養成するため、2 年制修士プログラムに在籍する全ての学生に対し本学が基本専門分野として指定する「政治学」、「経済学」、「経営学」の各分野から少なくとも 2 単位、3 分野合わせて計 8 単位以上取得することを必須とし、その単位は選択必修科目としてカウントすることとした。各基本専門分野には指定科目が 6 科目ずつあり、学生はそこから 1 科目ないし 2 科目を履修することになっている。また、国際関係学研究科と国際経営学研究科の授業科目を相互に履修できる仕組みとしてクロス・レジストレーション制度がある。自由選択科目の履修区分の中で他研究科の授業科目を履修することができることから、体系的なカリキュラムの中でも柔軟な科目選びが可能となっている。

すべての授業科目についてコースシラバスが作成され、履修登録の前に学生に公開される。コースシラバスは標準化されたフォーマットにより作成されており、オンラインでいつでも検索が可能となっている。

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の実施と、さらなる改善を図るため、学長を委員長とした大学カリキュラム委員会を令和元(2019)年 9 月に発足させた。この委員会は 2 研究科の研究科長、各プログラムのディレクター、及び言語教育研究センター長を構成員としている。

(1) 国際関係学研究科・国際関係学専攻修士課程

国際関係学研究科・国際関係学専攻の修士課程では、上述のカリキュラム・ポリシーに沿って次の 4 つのプログラムに即した教育課程が編成されている。教育課程毎にそれぞれの履修区分における指定科目と必要単位数を定め、修了に必要な履修要件の詳細を学生便覧に明記している。【資料 3-2-3】

各プログラムが定めるカリキュラムを定期的に見直し、プログラムを超えた検討を行うための仕組みとして、国際関係学研究科内に、研究科長、各プログラムのディレクター、教務担当職員を構成員とするカリキュラム委員会を置き、毎月会議を行っている。ここで話し合われた結果は必要に応じて教授会に諮り、教育課程の改善につなげている。

<国際関係学プログラム>

国際関係学プログラムでは指定必修科目を設けず、それに代わるものとして、選択必修科目を「基礎科目」「応用科目」「地域科目」の 3 つのカテゴリーに分け、国際関係学の基礎となる科目を基礎科目群に置き、そこから 10 単位を、応用および地域科目群からそれぞれ 4 単位を取得することを求めている。これにより、国際関係学の基礎と応用、さらに地域に特化した授業科目を履修し、国際関係学の学位を授与するための広範な学問分野をカバーできるように、また、学生が各自の関心に応じて科目を選択できるよう

に柔軟なカリキュラムが編成されている。加えて、各基本専門分野（「政治学」、「経済学」、「経営学」）で指定された科目群から少なくとも1科目（2単位）を履修し、合計8単位を取得しなければならない。1年次の終わりから2年次にかけては、国際関係学の幅広い領域をカバーする選択科目群の履修と、指導教員の指導の下で、修士論文または研究レポートの提出に向けた研究活動を行う。

<国際開発学プログラム>

国際開発学プログラムでは、学生は入学後に修士（国際開発学）または、修士（経済学）の学位を選択し、それぞれの専門分野が定める教育課程に沿って学業を行う。いずれの専門分野においても、1年次の秋学期と冬学期は応用研究の基礎となる指定必修科目を中心に科目を履修する。1年次の終わりから2年次にかけては指定必修科目で得た知識を基に、選択必修科目と選択科目を履修し、さらに高度な専門知識と実践的な理論を幅広く修得すると同時に、各基本専門分野（「政治学」、「経済学」、「経営学」）で指定された科目群から少なくとも1科目（2単位）を履修し、合計8単位を取得しなければならない。また、1年次の後半から2年次にかけては、指導教員の指導の下で修士論文または研究レポートの提出に向けた研究活動を行う。国際開発学プログラム内には、IMF（国際通貨基金）奨学生のための教育課程として、マクロ経済政策プログラムがある。この中で、学生は経済理論に基づき、マクロ経済政策と公共金融、中央銀行業務と金融政策、金融市場政策等、マクロ経済に関する様々な諸課題について学ぶ。

<公共経営・政策分析プログラム>

公共経営・政策分析プログラムでは、1年次の秋学期と冬学期は、分析能力・問題解決能力の涵養のために必要な指定必修科目の履修が主となる。1年次の終わりから2年次にかけては、環境や医療などの公共セクター各分野の諸課題に関連した幅広い授業科目群を選択必修科目として履修すると同時に、各基本専門分野（「政治学」、「経済学」、「経営学」）で指定された科目群から少なくとも1科目（2単位）を履修し合計8単位を取得しなければならない。また、指導教員の指導の下で、修士論文または研究レポートの提出に向けた研究活動を行う。

<日本・グローバル開発学プログラム>

日本・グローバル開発学プログラムは、国際関係学研究科と国際経営学研究科が共同プログラムとして、設置した国際人材育成プログラムで、学生は入学前に以下の5つの学位から一つを選択し、入学後はそれぞれの専門分野に応じた教育課程に沿って学修を行う。

修士（国際関係学）

修士（国際開発学）

修士（経済学）

修士（公共経営学）

修士（経営学）

修士（国際関係学）、修士（国際開発学）、修士（経済学）、修士（公共経営学）を選択し

た学生は、国際関係学研究科所属となり、修士（経営学）を選択した学生は国際経営学研究科所属となる。

1年次の秋学期と冬学期は各教育課程内で基礎となる科目の履修が主となる。1年次の終わりから2年次にかけては日本・グローバル開発学プログラムが提供する科目群の中から12単位～16単位を取得し、日本の明治維新以降の経験からその背景にある普遍的な発展と成長の論理を様々な角度から横断的に学ぶと同時に、各基本専門分野（「政治学」、「経済学」、「経営学」）で指定された科目群から少なくとも1科目（2単位）を履修し合計8単位を取得しなければならない。また、指導教員の指導の下で、修士論文または研究レポートの提出に向けた研究活動を行う。

（2）国際経営研究科・国際経営学専攻修士課程

国際経営学研究科・国際経営学専攻修士課程では、「明日のグローバル・リーダー」となる人材を養成することを教育研究上の目的とし、上述のカリキュラム・ポリシーに沿って3つのプログラム（MBA2年制プログラム、MBA1年制プログラム、日本・グローバル開発学プログラム）を提供している。3つのプログラムの教育課程は異なるが、課程修了時に与えられる学位はすべて「修士（経営学）」となる。

国際経営学研究科では「明日のグローバル・リーダー」に必要な知識と能力の修得に向けて、特に重要な働きをする授業科目を指定必修科目（基礎科目）としてプログラムの中心におき、4つの専門分野（「ファイナンス」、「マネジメント」、「マーケティング」、「IT/OM/SCM*」）が提供する国際経営関連の広範な選択必修科目と関連付けて履修することで、体系的なカリキュラムを編成している。修了に必要な履修要件の詳細は学生便覧に明記している。【資料 3-2-4】

*IT/Operations Management/Supply Chain Management の略

カリキュラムの定期的な見直しや授業科目一覧、各科目の内容について議論する場として、研究科長と各プログラムのディレクター、教務担当職員を構成員とするカリキュラム委員会を置き、毎月会議を行っている。ここで話し合われた結果は必要に応じて教授会に諮り、改善につなげている。

<MBA2年制プログラム>

MBA2年制プログラムでは、1年次の秋学期と冬学期は各専門分野の基礎となる指定必修科目の履修が主となる。1年次の終わりから2年次にかけては指定必修科目で得た知識を基に、各自のキャリア志向に沿った選択必修科目を履修し、さらに高度な専門知識と実践的なスキルを幅広く修得すると同時に、各基本専門分野（「政治学」、「経済学」、「経営学」）で指定された科目群から少なくとも1科目（2単位）を履修し、合計8単位を取得しなければならない。また、2年次には、指導教員の指導の下で修士論文または研究レポートの提出に向けた研究活動を行う。

<MBA1年制プログラム>

MBA1年制プログラムは、企業経営全般（ジェネラル・マネジメント）の見識を持ち、常に組織の全体像を俯瞰しながら事業を牽引、変革する能力を備えたグローバル経営人材

を育成するため、3年以上の実務経験を有する社会人を対象としたプログラムでジェネラル・マネージャーとしての能力開発に必要な基礎科目とプログラム独自の夏期集中コース（キャップストーン・コース）を指定必修科目として提供するとともに、各自のキャリア・ゴールに合わせて柔軟に選択できる選択必修科目を提供している。1年間という短期間で目的とする人材を育成するため、MBA2年制プログラムと比較して、指定必修科目の比率が高くなっている。入学当初から指導教員の指導のもと研究活動を行い、春（特別）学期に修士論文または研究レポートを提出する。

<日本・グローバル開発学プログラム>

日本グローバル開発学プログラムについては、国際関係学研究科・国際関係学専攻修士課程に記載のとおり。

（2）国際関係学研究科国際関係学専攻博士後期課程

博士後期課程では、上述のカリキュラム・ポリシーに沿って、既存の修士課程の国際開発学プログラム、公共経営・政策分析プログラム、国際関係学プログラムの専門性を更に深化させた3つのクラスターからなる教育研究体制を構築している。

○経済学クラスター[博士（経済学）]

○公共経営学クラスター[博士（公共経営学）]

○国際関係学クラスター[博士（国際関係学）]

博士後期課程の設置当初は、授業科目の履修区分は「指定必修科目」及び「選択必修科目」により構成されていた。指定必修科目は、各クラスターの博士学位にふさわしい高度な専門知識と学識の修得及び研究遂行能力の醸成を目的としており、選択必修科目では、他のクラスター開講科目から必ず1科目以上履修することで、複数の専門分野に関連する研究課題にも対応できる研究能力醸成の場を提供するとともに、博士の学位に相応しい学識として関連分野における素養を涵養することを狙いとしていた。しかしながら、令和2(2020)年秋入学生からは、所属するクラスターの開講科目を集中的に学修し、より深く理解させるため、「選択必修科目」の履修を必須とする方針を廃止した。学生は、必要に応じ修士課程の開講科目を履修することもできるが、修了要件単位には含めない。学生は1年次に指定必修科目を全て履修し、1年次終了時に行われる博士候補認定試験の合格を目指す。また、博士論文特別演習Ⅰ（1年次指定必修科目）を履修し、研究課題の設定、先行研究の調査、方法論について学び、1年次終了時点で2年次以降の研究計画について審査する口頭試験を受け、合格することが求められる。2年次に入ると、本格的な研究活動を開始するとともに、1年次に合格できなかった科目があればその履修を行う。博士論文特別演習Ⅱ（2年次指定必修科目）では、1年次に形成された研究課題とその計画を基に論文執筆に取り組む。3年次には、博士論文特別演習Ⅲ（3年次指定必修科目）を履修し、査読付学術誌への掲載に耐えうる研究論文となるよう、最終的な指導を受ける。修了までに少なくとも1編の研究論文が査読付学術誌に掲載または受理されていることが博士論文提出の条件となっている。博士論文提出後、その審査及び最終試験に合格し学位授与となる。

以上のとおり、本学はカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成を適切に実施している。

3-2-④ 教養教育の実施

該当しない

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

<国際関係学研究科>

国際関係学研究科・国際関係学専攻修士課程では、上述のカリキュラム・ポリシーに沿った教育活動として、具体的に以下の教授法を取り入れている。

1. 多くの授業科目において多国籍かつ多文化で構成されるメンバーによるディスカッションが多く取り入れられ、学生達は様々な意見を聞く中で多様な価値観と視点を認識し、個々の世界的視野の範囲を広げ、紛争、テロ、貧困、経済社会成長、環境問題など国際的地球規模的諸事象の理解力と分析・政策立案能力を深める。
2. 外交交渉のロールプレイを授業に取り入れたり、クラス発表において、学生にコメンテーターを務めさせたりするなど授業に対する積極的な取り組みを学生に求める。
3. 数量系の科目では、コンピュータソフトウェアを使用したデータ分析やモデリング、シミュレーションについて学ぶ、実務的な内容を提供。マシン・ラーニングを取り入れた授業も一部で行われている。
4. 各分野最先端の経済学者によるワーキングペーパー（未公刊論文）を題材に、優れた点だけでなく改善の余地がある点等を、論文査読者の立場にたって模擬審査レポートを執筆することで、より広くて深い研究視点を学生に身に付けさせている。
5. 教育活動の一環として、公共事業団体や中央政府・地方自治体、国会議事堂や防衛施設の視察や現地実習を通じ、座学により学び得た専門性に加え実践的な能力の向上を図るとともに、社会が抱える諸問題について関心を高める機会を提供。
6. 外部講師（実務家や他大学教員）による講演会も授業内外で数多く実施されており、各分野の第一線で活躍する実務家や研究者と学生との接点の場を提供。

また、平成 30(2018)年に行われたカリキュラム改革以降、受講者数の多い授業科目については、クラスを 2 つに分けて授業を実施する方策がとられるようになり、教員のきめ細やかな指導が可能となった。必修科目や受講数の多い選択科目ではティーチング・アシスタント（TA）を採用し、授業内容の補足を行う TA セッションが毎週行われ、学生の習熟度向上に貢献している。更に、習熟度が低く特に個別指導が必要な学生については、チューターも割り当てている。

教授方法や教育内容の改善に活用するため、学生による授業評価を毎学期末に全ての科目において実施している。評価結果は当該授業科目の担当教員に詳細を通知する他、全ての科目の評価結果の詳細をまとめて学生及び教員の閲覧に供している。その他の教育内容・教授方法改善に向けた手段として、教学事項に係る学生の委員会（IRC：International Relations Council）が組織されている。IRC は、国際関係学研究科の教育内容全般に関して学生の要望を集約し、研究科長と意見交換を行うなどの活動を行っている。また、IRC

主催で各学期 1 回行われる Happy Hour というイベントでは、特に貢献度の高い TA に対し評価・表彰する取り組みを行っており、学生のモチベーションを上げる役割を果たしている。また、Happy Hour は研究科教員と学生との教室外の自由な意見交流の場としても機能している。

博士後期課程の授業科目では少人数制の授業を実施し、一人ひとりにきめ細やかな指導を行っている。論文指導については、入学時点で指導教員 1 名が決定しており、1 年次の秋学期（1 学期目）の半ばまでには、副指導教員 2 名も決定し、この 3 名をもって博士論文指導委員会を構成し、早い段階から、学生の履修登録や研究へのサポート体制を整えている。指導教員に加えて副指導教員を 2 名置くことは学生が論文指導において学際的視点や多様な方法論の助言を得ることを可能としている。

<国際経営学研究科>

国際経営学研究科ではカリキュラム・ポリシーに沿った教育活動として具体的に以下の教授法を取り入れている。

1. 設置当初の教育課程編成、運営において支援を受けた米国ダートマス大学、エイモス・タック・スクールの MBA プログラムの教育内容・方法を基礎として受け継ぎ、米国の MBA プログラムで標準とされる教育内容、方法を採用。講義に加えてケース・ディスカッション、プレゼンテーション、グループワークなど、実践的教育手法を複合的に組み合わせた、双方向の教授法により現実的な課題に対する分析能力と問題解決能力を醸成。
2. 多くの授業科目において多国籍かつ多文化で構成されるメンバーによるグループワークを実施。教室の内外でメンバー同士が議論し合い、その内容をもとに更に教員と学生がディスカッションを行う、アクティブ・ラーニングの教育法を国際的な教育環境の中で実践。
3. 実務家を中心とした講演・セミナーを授業内外で実施。実務家による特別講演会を開催することにより、ビジネスの第一線で活躍する企業家と学生との接点の場を提供。
4. 企業が直面する現実的課題への応用力の向上及び、社会的責任を認識したリーダーを養成するという観点から、「企業の社会的責任(CSR)論」や「リーダーシップ」「環境政策と災害管理」など、社会性や環境などの公共性を意識した授業科目も提供。
5. 教育活動の一環として、企業訪問や工場製造ラインの見学等を通じ、座学により学び得た専門性に加え実践的な能力の向上を図るとともに、地元自治体や地元企業との共同プロジェクトの実施等、地域社会とのかかわりを通じて、地域社会が抱える諸問題についても関心を高め、職業人としての社会貢献の意識を高める機会を提供。

同科では、ビジネススクールの世界的認証機関である AACSB (The Association to Advance Collegiate Schools of Business) の認証評価を受けるため、研究科の使命や目的、育成すべき人材像、研究科の使命に沿った教育目標または、それに沿ったカリキュラム・マップを作成するなど、様々な改善を行ってきた。【資料 3-2-5】

平成 30(2018)年に国内 4 校目となる AACSB の認証取得校となって以降は AACSB の

認証を維持するために教育課程の編成、教授方法の改善を継続的に行っている。

指定必修科目(基礎科目)については AOL (Assurance of Learning) を実行している。AOL とは、研究科の使命・目的とカリキュラムの関連性を明確にし、使命・目的に沿ったカリキュラムの継続的運営と教育の質的向上を実現させるための取り組みである。AOL ではプログラムごとに複数の教育目標を定め、各指定必修科目が、どの目標に紐づいているかをカリキュラム・マップに示し、シラバスに教育目的と学修の到達度を確認するための評価基準を明記する。そして、科目の終了後には学生の学修到達度を数値化し、教育目標ごとに定めた評価基準(ルーブリック)に照らし合わせて学修到達度を把握し、その到達度を継続的にモニターすることで改善状況を管理するものである。【資料 3-2-6】

また、教授方法や教育内容の改善に活用するため、中間と期末に学生による授業評価を実施している。中間に行われたコース評価は、ただちに教員にフィードバックされ、後半の授業内容・教授法の改善に役立てられている。期末のコース評価は次年度に向けた改善のために各教員が活用する他、教員間で共有・レビューしている。また、その評価ポイントは毎年教員が提出する活動報告書への記載が求められ、教員の評価にも活用されている。学生の授業評価に加えて、教員間による授業評価システムも構築している。【資料 3-2-7】

その中で、優れた授業評価を受けた教員に対する表彰も、平成 29(2017)年度より実施している。その他の教育内容・教授方法改善に向けた手段として、教学事項に係る学生の委員会(IMC: International Management Council)が組織されている。IMC は、国際経営学研究科の教育内容全般に関して学生の要望を集約し、研究科長と意見交換を行うなどの活動を行っている。また、IMC 主催で各学期 1 回行われる集会(Dean's Hour)は、学生から寄せられた様々な要望に対し、研究科長が直接回答し、学生と教員間の意見交換の場として機能している。

また本学は平成 27(2015)年 6 月 20 日、国際大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程を制定し、平成 27(2015)年度から教員が学外研修に参加する等ファカルティ・デベロップメントの活動を開始した。また令和元(2019)年度より新たなメンバーにて FD 分科会を組織した。【資料 3-2-8】

副学長を委員長とし、国際関係学研究科、国際経営学研究科、言語教育センター、事務局から代表 1 名を選出し、定期的に分科会を開催している。FD 分科会により IUJ FD Annual Plan 2020/2021 及び 2020 / 2021 FD Activity Programs と題し、令和 2(2020)年の年次目標及び実施項目、スケジュールを作成し、FD 委員会に提出し、承認を得て、令和 2(2020)年に FD 活動としてやるべきことを明確化し、活動を行っている。【資料 3-2-9】

また令和 2(2020)年 9 月 29 日にプラジャリズムチェックシステムである Turnitin の使い方セミナーを開催し、使い方だけでなくプラジャリズムとは何か、現在のプラジャリズムのトレンドはどういったものかを講師から解説してもらい、教員の授業運営のサポートができる内容の FD セミナーを実施した。

(3) 3-2 の改善・向上方策(将来計画)

カリキュラム・ポリシーの再構築に向けた作業を段階的に開始する。

コースシラバスについて、準備学修の具体的な内容や、それに必要な時間、課題に対するフィードバックの方法、ディプロマ・ポリシーと当該授業科目の関連について記載する

新たな項目を設け、令和 3(2021)年中に新書式によるシラバス公開を目指す。

国際関係学研究科と国際経営学研究科が実施している現在の授業評価アンケートの内容を比較分析し、可能な限り同じ内容にしたうえで、学生の学修時間の実態や学修行動を調査する項目を追加し、単位制度の実質を保つためのデータ収集を行い、その結果を教育活動の見直しに活用する仕組みを構築する。

国際経営学研究科では学生による授業評価制度に加えて、教授による若手教員の授業評価や、教員自身による自己評価を加えた、授業評価システムを 2016/2017 年度に構築した。学生による授業評価はデータ化され、記録として残っていくが、教員自身が自分の授業に対して行う授業評価や若手教員の授業内容についてシニア教員が行う評価については、どのように行われているのか、実態が把握できていない。学生による評価・教員間の評価・自己評価の 3 つを合わせて行うことは、教育の質を高め、FD にも通じる活動となるため、全学的な取り組みとなるよう検討を始める。また、AACSB 認証取得のために作成したカリキュラム・マップやループリックの点検も定期的に行っていく必要がある。

AOL は本学の教育の質の向上、並びに、学生の学修成果の点検・評価や FD にも通じる取り組みであるため、全学的な取り組みとすることが望ましい。そのために、国際経営学研究科の AOL について、その実施方法とデータの活用方法を検証したうえで、本学の実態に即した、実行プランを作成し、近い将来、全学的な取り組みとなるよう準備を進める。

FD に関しては、国際大学の FD システムの拡充を行い、現在行われている各委員会活動の開催、及び FD 活動（セミナー開催等）を継続し、オンライン授業の質的改善、教員の研究、出版サポートや教授方法の改善サポート等を実施する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】国際大学ホームページ「国際関係学研究科 3 ポリシー」【資料 1-1-2】と同じ

【資料 3-2-2】国際大学ホームページ「国際経営学研究科 3 ポリシー」【資料 1-1-3】と同じ

【資料 3-2-3】国際関係学研究科（修士課程）・学生便覧（Curriculum Handbook）

【資料 F-5-1】と同じ

【資料 3-2-4】国際経営学研究科・学生便覧（Student Handbook）【資料 F-5-2】と同じ

【資料 3-2-5】国際経営学研究科のカリキュラム・マップ

【資料 3-2-6】国際経営学研究科・教育目標ごとに定めた評価基準（ループリック）

【資料 3-2-7】国際経営学研究科の授業評価システム「Criteria and Evaluation Process for Continuous Improvements of Teaching Performance」

【資料 3-2-8】国際大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程

【資料 3-2-9】IUJ FD Annual Plan 2020/2021 及び 2020 / 2021 FD Activity Programs

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしていない。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

ディプロマ・ポリシーでは学位課程毎に学修目標（修了時に身に付けているべき、「知識」「スキル」「学術的態度」）が明示されているが、学修成果を点検・評価する方法は確立されていない。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では、学修成果の点検・評価方法が確立されていないため、評価結果を教育内容等の改善に活用できる段階にない。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーで明示している学修成果に対する学生各個人の達成状況を把握するため、学生向けのアンケート調査の実施、または、学修評価の観点・基準を定めたルーブリックを作成するなど、本学で実行可能な手法を用いた学修成果の点検評価方法を確立する。その後、学修成果の点検・評価を実施することにより得られたデータを教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用する。

【エビデンス集・資料編】

特になし

【基準3の自己評価】

本学では各課程の中で教育効果を高めるための様々な取り組みを実施し教育内容の改善に努めているが、「何を学ばせるか」「何を教えるか」という視点で改善が行われており、ディプロマ・ポリシーに掲げられた「力」を学生に身に付けさせるための改善であるべき、という意識は薄い。学生の学修成果を意識したカリキュラムの改善が必要である。

「国際大学大学院のあり方」「国際大学の使命・目的」「国際大学大学院の目的に関する規程」の整合性を確認したうえで、ディプロマ・ポリシーの改訂を行ったことを皮切りに、ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの関連性を更に高め、学生一人一人の学修成果を可視化し、その結果を教育内容の更なる改善につなげるためのPDCAサイクルの達成とカリキュラムマネジメント体制の構築を目指し、学長をリーダーとした中長期的な取り組みを行っていく必要がある。まずは、段階的に何をいつまでに実施するかロードマップを作成し、それに沿った改善活動を実施する。

基準4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしていない。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの
確立・発揮**

本学は、学則第 64 条第 1 項に「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と規定している。学長は全所属教職員を統括し、大学校務の総責任者として明記されている。学長は職責を果たすため、補佐体制として学則第 65 条に明記されているとおり副学長 1 名を配置し、事務組織としては、学長の特命事項を遂行する学長戦略室を設置し、現在 3 名の事務職員を配置している。また学長の諮問機関である運営委員会は、学長が大学の運営を遂行する上で必要と認める事項について、企画立案及び学内調整を行う目的で、原則月 1 回開催し、審議、報告を行っている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

「国際大学が目指す教育」の達成に向け、学長は諮問機関である運営委員会や教授会にて、教職員の意見を汲み取り、大学の意思決定を行い、適切なリーダーシップのもと大学運営を行っている。教授会に関しては、学則に則り役割が明確化されており、適切に機能している。また学長が諮問したい重要事項があれば、適宜事前に周知され、意見を聴取している。大学の意思決定の権限と責任は学則に明記されており、学長の権限のもと大学運営がなされている。

学長を補佐するため、現在副学長 1 名を配置している。副学長はファカルティ・デベロップメント委員会、学生懲戒調査委員会等の委員長となり、学長業務の補佐を行っている。

また本学の教学マネジメントの一例として、令和 2(2020)年 6 月 3 日に第 2 回大学カリキュラム委員会が開催され、学長よりディプロマ・ポリシー (DP) の見直しの要請が行われた。今までの DP は修了要件が記載されているだけのものであったが、改正後の DP では「課程修了の要件」及び「学修目標」が明記され、「学修目標」には、学生が身に付けるべき知識、スキル、学術的態度が学位毎に具体的に記載されている。作成した DP は令和 2(2020)年 8 月 28 日開催の第 12 回運営委員会にて議案として提出され、承認がなされ、現在大学 HP 上に掲載されている。作成された DP を基に学生が DP に記載されている知識やスキル等が身に付いているかどうかを測り、定期的な DP の検証を今後進める。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の職員の配置と役割については、学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程により、事務組織及び事務分掌を定め、役割を明確化し、適切な職員の配置を行い、体制を整備している。特に教学マネジメントに関する事項は、教務事務室及び学長戦略室にて連携し、業務を遂行している。【資料 4-1-1】

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

新たに作成された DP を基に学生が DP に記載されている知識やスキル等が身に付いて

いるかの測定は、未実施のため、IR 部門と協力しながら、測定データの収集、分析を行い、定期的な DP の検証を行う。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】 学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

【教員の配置】

本学の教育研究組織別の教員配置は以下のとおりであり、教育研究目的に即した教員配置を行っている。

図表 4-2-1 教育研究組織別教員数

(2020 年 5 月 1 日現在)

大学院研究科 附置研究所等	専任教員数					助手	設置基準上 必要研究指 導教員数	設置基準上 必要研究指 導教員数及 び研究指導 補助教員数 合計	研究指導教 員数及び研 究指導補助 教員数 合計	研究指導教 員数	研究指導補 助教員数	兼任 (非常勤) 教員数
	教授	准教授	講師	助教	計							
国際関係学研究科	12	5	6	0	23	0	11	18	23	23	0	3
国際経営学研究科	10	5	1	0	16	0	9	9	16	16	0	10
言語教育研究センター	2	0	6	0	8	0						0
国際大学研究所	0	0	0	0	0	1						
国際大学グローバル・コミュニケー ション・センター	1	3	1	0	5	0						
全学 計	25	13	14	0	52	1						

本学は、教育目的を達成するため、すべての科目は英語で講義を行っている。また学生は修士論文を英語で作成しなければならない。そのため、全教員は原則として博士の学位を有し、専門分野において教育研究業績があり、かつ高度な英語能力を有している。本学の専任教員は研究指導教員としての資格を採用時の段階で十分に有しており、大学院設置

基準で定める収容定員に必要な研究指導教員数を満たしている。専任教員の平均年齢は 49 歳であり、30 代から 70 代まで幅広い年齢層で構成されている。また、国籍は多様性に富み、女性教員の雇用も促進されており、国籍のみならず、年齢、性別のダイバーシティ環境が形成されている。また、高度な実務能力を育成するため、各研究科において実務家教員を一定数配置している。【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】

各教育研究組織及び各教育課程における教員配置については、以下のとおりである。

【国際関係学研究科修士課程】

教育課程を適切に運営するため、研究指導教員数は 23 人、うち教授の数は 12 人であり大学院設置基準に定める収容定員に応じた必要研究指導教員数（12 人うち教授 8 人）を確保し、適切に配置している。

【国際関係学研究科博士後期課程】

博士後期課程は指定必修科目と選択必修科目のコースワークと博士論文指導により構成され、16 人の国際関係学専攻の教員で組織している。博士論文指導教員は 14 人であり、指導教員数は満たしている。【資料 4-2-4】

【国際経営学研究科】

研究指導教員数は 16 人、うち教授の数は 10 人であり、大学設置基準に必要とされる教員数（必要研究指導教員数 9 人うち教授 6 人）は満たしている。

また MBA 教育において標準的な「マネジメント」「会計/ファイナンス/経済学」「マーケティング」「情報技術/オペレーションズ・マネジメント/サプライチェーン・マネジメント」の 4 つの分野ごとに 2 人以上を配置し、バランスが取れた配置を行っている。

【言語教育研究センター】

大学院の教育課程において開講される英語科目、日本語科目は、言語教育研究センター所属の教員が担当している。現在センターには、英語プログラムと日本語プログラムがあり、英語プログラム 4 人、日本語プログラム 4 人の教員で構成されている。

所属の教員は、英語を母国語としない学生が英語による論文を書き上げるために必要な語学能力を高めるための授業を提供するための高度で専門的な英語力と指導力を有する教員を配置している。

【国際大学研究所】

研究所には 1 名の専任教員が所属している。この他、両研究科の専任教員が兼任所員として研究活動に従事している。

【国際大学グローバル・コミュニケーション・センター】

東京六本木に位置しており、5 名の専任教員（研究員）が所属し、社会科学系の先端研究所として、企業・省庁からの受託研究や、会員との共同研究に従事している。

【教員の採用・昇任等】

本学の教育研究組織ごとの教員の採用・昇任等は以下のとおりであり、教育研究目的に即した教員採用を行っている。

【採用・昇任手続き】

採用までの手続きは、「国際大学採用・昇任人事手続規程」に基づいて行っている。各教育課程において教員採用の必要性が認められる場合には、学長、研究科長、事務局長により構成される大学人事委員会において、全学的見地から協議を行う。【資料 4-2-5】

大学人事委員会での協議を踏まえ、学長が人選可能と判断した人事案件については、研究科ごとにリクルートを行い候補者 1 人に絞り、教授会において人事委員会を構成し、「国際大学教員資格評価基準」に基づき教員資格を評価する。同評価は教授会において審議した上、大学運営委員会への報告、審議を経て学長が決定を行い、更に人事案件として理事会に送付され所定の手続きを経て最終的な決定がなされる。なお、教員の昇任に関しても同様の手続きを経て行っている。【資料 4-2-6】

【評価基準】

国際関係学研究科では、採用、昇任時において資格評価基準に関し「国際大学教員資格評価基準国際関係学研究科内規」を設けており、これに従って教員資格評価を行っている。採用、昇任にかかる資格基準ポイントにおいて、博士号の取得及び教育・研究業績を重視して評価するシステムとしている。【資料 4-2-7】

国際経営学研究科では、経営学教育を評価する機関である AACSB の認証取得時に教員採用基準を見直している。最高レベルのカテゴリーである Scholarly Academic (SA) の教員の基準は、博士号を有し、博士取得後 5 年以内あるいは採用前 5 年以内には 3 本の研究論文の学術誌への掲載実績が必要である。全体の 60%の割合でこのカテゴリーの教員で満たしている。【資料 4-2-8】

【テニユア制度】

本学では、平成 26(2014)年 4 月よりテニユア制度を導入しており、テニユアを取得し期限の定めのない雇用契約となるテニユアトラックとして採用している。テニユアトラックによる雇用契約は採用時 2 年とし、原則として採用後 1 年 6 カ月経過後、1 回目のテニユア審査を行う。そこでテニユアを取得できなかった場合は、採用後 3 年 6 カ月経過後に 2 回目のテニユア審査を行う。2 回目のテニユア審査でテニユアを取得できなかった場合は、さらに採用後 5 年 6 ヶ月経過後に 3 回目のテニユア審査を受けることができる。3 回目のテニユア審査でテニユアを取得できなかった場合には契約満了をもって雇用契約は終了する。

テニユア審査は、「国際大学専任教員テニユア制度に関する規程」により行われており、教育研究実績、大学への貢献及び将来性等について総合的な評価を行う。テニユア付与の決定は国際大学運営委員会の議を経て学長が行う。【資料 4-2-9】

以上のことから、大学院に必要な専任教員数は満たしており、また教育目的に即し適切に配置を行っている。教員の採用・昇任の方針に基づく規則については、「国際大学採用・昇任人事手続規程」ほか、関連規定が定められ、適切に運用されている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

前述の通り IUJ FD Annual Plan 2020/2021 及び 2020 / 2021 FD Activity Programs と題する令和 2(2020)年の年次目標及び実施項目、スケジュールを作成し、活動を行っている。またセミナー終了後、アンケートを取り、参加した FD セミナーに対する意見を聴取し、取りまとめたアンケート結果を FD 分科会に提出し、次のセミナーの内容及び実施方法の検討を行っている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

両研究科ともに必要な専任教員数を適切に配置しているが、特色ある教育研究環境を確保するためには、専任教員の国籍において、多様性、地域性のバランスに配慮した採用、配置が必要である。このため新規採用に当たっては、大学人事委員会、研究科教授会、大学運営委員会などの会議体において、教員の多様性、地域性のバランスに配慮した観点から、採用、配置の審議を行う。

FD 活動に関しては、現在行われている FD 活動を更に進化させ、教学マネジメントに関わる内容の FD 活動（セミナー等）ができるよう FD 委員会及び分科会の活動を実施する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】 専任教員一覧（所属別）

【資料 4-2-2】 専任教員一覧（年齢別）

【資料 4-2-3】 専任教員一覧（国籍別）

【資料 4-2-4】 国際関係学研究科博士後期課程教員組織一覧

【資料 4-2-5】 国際大学教員採用・昇任人事手続規程

【資料 4-2-6】 国際大学教員資格評価基準

【資料 4-2-7】 国際大学教員資格評価基準国際関係学研究科内規

【資料 4-2-8】 AACSB ISER 報告書 [英語]

【資料 4-2-9】 国際大学専任教員テニユア制度に関する規程

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

平成 29(2017)年 4 月施行の大学/大学院設置基準改正により SD (Staff Development) が義務化及び職員の資質・能力向上重要性を踏まえ、本学では、職員への教育の強化を平成 29(2017)年度以降事業計画の主要課題に掲げ、平成 29(2017)年 4 月に国際大学 SD 方針を定めた。【資料 4-3-1】

内外の研修プログラム、学内プロジェクト、本学授業科目への聴講参加、OJT、自己啓発支援等により、組織的に SD を実施している。【資料 4-3-2】

主な実施内容：

グローバル化対応・英語力向上研修：夏季英語集中プログラムへの職員の参加（平成 30(2018)年度より）、正規大学院科目授業聴講、JAFSA（国際教育交流協議会）等外部研修派遣。

マネジメント・大学職員専門研修：学内研修、大学関係団体の研修会等への派遣

コンプライアンス・メンタルヘルス：専任カウンセラーによるセミナー、外部講師によるハラスメント防止セミナー・情報セキュリティセミナー等

コロナ下において、研修実施方法の見直しを行い、オンライン研修やハイブリッドな集合研修など、多様な実施方法も模索している。

また、教職協働の取り組みについては、コロナ下における危機管理対策本部を学長直轄で職員を中心に運営し、遠隔授業の検討・支援を含め、教職員の垣根を超えた取り組みを行った。なお、平成 29(2017)年度認証評価時に記述した「定期的に職員を交換派遣するような枠組みの構築」については、過去の実績から、本学の規模では困難と思われ、当面見送る。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

教員の参加も位置付けて SD 方針を改正し、コロナ下での研修・セミナーのオンライン化の影響等も踏まえる。また、学内管理職者等による研修企画の強化を図る。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】 国際大学 SD 方針

【資料 4-3-2】 研修等参加実績

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任教員に 24 時間利用可能な研究室を 1 人 1 部屋割り当て、24 時間研究活動を行える環境を整備している。これにより、各自の研究スタイルに合わせた活動を可能としている。

個人研究費は助教以上の専任教員に対し定額で 25 万円を支給し、更に研究業績等の評価による加算される。また、学会出席等の旅費を補助する研究助成制度もあり、本学研究者の活発な研究活動を支援している。【資料 4-4-1】【資料 4-4-2】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

「国際大学における研究費の適正管理に関する規程」、「国際大学における研究活動に係る不正防止及び対応に関する規程」に加え、令和 2(2020)年には新たに「国際大学における人を対象とする研究倫理規程」を整備し運用している。【資料 4-4-3】【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】

これらの規程等に基づき研究不正防止計画を策定し、教員（及び博士課程学生）の受講を必須とする e-ラーニングによる研究倫理教育研修を実施している。【資料 4-4-6】

また、研究所運営委員会においても研究倫理について活発に議論され、研究分野毎に異なる慣習と倫理について明確化・共有を図っている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

「国際大学個人研究費取扱要領」「国際大学個人研究費交付基準」「国際大学学内助成金取扱要領(研究プロジェクト/学会出席)」により配分に関する規則を整備している。RA の雇用事務は教員の雇用願申請に基づき行っている。【資料 4-4-7】【資料 4-4-8】【資料 4-4-9】

また、科学研究費補助金等の外部研究費導入を支援するため、令和元（2019）年には "Grant Workshop" を開催し、外国人研究者による申請支援や外部資金情報の共有を図り、研究所の助手を中心に支援業務を行い、改善を図っている。今後もこれらの取組を継続、発展させる。【資料 4-4-10】

平成 30(2018)年 7 月には、独立行政法人国際協力機構（JICA）と開発大学院連携に関する共同事業取極めを交わし、JICA の資金（経費負担）により途上国の開発課題に関するケース開発を行う JICA との共同研究プロジェクトを開始している。

設備の支援としては、研究室には必要な什器（机、イス、キャビネット）を整備している。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

策定後 5 年を経過している不正防止計画を見直し、倫理教育受講の頻度等を定める。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-1】 Office 配置図

【資料 4-4-2】 国際大学研究室利用及び管理運営要領

【資料 4-4-3】 国際大学における研究費の適正管理に関する規程

【資料 4-4-4】 国際大学における研究活動に係る不正防止及び対応に関する規程

- 【資料 4-4-5】 国際大学における人を対象とする研究倫理規程
- 【資料 4-4-6】 国際大学研究活動不正防止推進体制・防止計画
- 【資料 4-4-7】 国際大学個人研究費取扱要領
- 【資料 4-4-8】 国際大学個人研究費交付基準
- 【資料 4-4-9】 国際大学学内助成金取扱要領(研究プロジェクト/学会出席)
- 【資料 4-4-10】 GrantWorkshop20191016

【基準 4 の自己評価】

基準 4 は一部満たされていないと評価する。教学マネジメントに向けた体制の整備は実施されているが、特に三ポリシーを基準とした教学マネジメントの確立がなされていない。新たに作成されたディプロマポリシー (DP) を基に学生が DP に記載されている知識やスキル等が身に付いているかどうか、データの収集、分析を行い、DP ポリシーの有効性の検証を行い、継続的な改善活動を実施する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

「学校法人国際大学寄附行為 (以下「寄附行為」という)」第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、世界平和と繁栄に寄与する有為な人材の育成を目指し、学校教育を行うことを目的とする。」と定め、誠実な法令遵守を明記している。【資料 5-1-1】

学校法人国際大学就業規則第 4 章に定める服務規律においても諸規程の遵守を定めるとともに、教職員の職場秩序の維持、人権及び人格の尊重を明記している。諸規程は、学校法人国際大学規程集として本学教職員用ホームページに掲載し構成員に周知している。研究者・研究活動の倫理については「研究者行動規範」をはじめ、諸規程・不正防止計画等を定め、本学ホームページにて集約し公表している。【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】

法令等により定められている情報公開については「国際大学情報公開規程」に基づき適切に行っている。令和 2(2020)年 4 月施行の私立学校法改正により義務化された情報公開の充実 (学校法人寄附行為、役員名簿、役員報酬基準等の公表) 及び寄附行為の改正に対応し、適切に運営している。【資料 5-1-5】

また、理事長直轄組織として内部監査室を設置し、内部監査業務とともに、公益通報、個人情報保護、研究活動不正の防止と不正対応などのコンプライアンス関連諸規程・諸制

度における相談・苦情・通報等申し入れ窓口と定め、組織倫理の適切な運営を表明している。【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学の使命・目的とするグローバル・リーダーの育成や国際的教育は、グローバル化・国際化に取り組む我が国の教育界にあって、高いレベルで実現されており、「スーパーグローバル大学創成支援事業タイプ B: グローバル化牽引型」への採択（平成 26(2014)年）や、国内 4 校目となる AACSB 認証取得（平成 30(2018 年)）などは、継続的な努力の証左である。【資料 5-1-11】

法人運営においては、学校法人国際大学寄附行為に基づき、最高意思決定機関として理事会を運営している。業務執行を円滑に行うため、「学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程」において、理事会業務執行等の基準を明らかにし、常任理事会、理事長、常務理事、学長への委任事項を定めている。【資料 5-1-12】

平成 20(2008)年より継続的に中期 5 ヶ年計画を策定しており、進捗状況を実施管理表により評価・対応し、理事会にて審議している。各年度の事業計画は、この 5 カ年計画を単年度に落とし込むこと等により策定し、目的実現のための継続的努力を行っている。事業計画及び決算時の事業報告は、年度ごとに本学の財務報告ホームページで公開し、継続的努力を学内外に表明している。【資料 5-1-13】【資料 5-1-14】【資料 5-1-15】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学の環境保全、人権、安全への配慮については以下の通りである。

1) 環境改善

緑地管理や倒木、枝折れ等の危険個所伐採処理を適宜行う。

また、環境に配慮し、節電対策として人感センサー等設置する。

2) 人権配慮

例年、ハラスメント等防止のため、学内向けに集会を催している。令和 2(2020)年度についてはコロナ等の影響があり集会は実施できなかったが、本学のカウンセラーによる「アンガーマネジメント」等の研修を学内向けに実施するなど、ハラスメント等の防止に努めた活動を実施した。また人権、ハラスメント防止等の啓発ポスターの学内掲示をするなどして、学内啓発に努めている。【資料 5-1-16】

3) 働く環境

学校法人国際大学安全衛生管理規程に基づき、月 1 回委員会を開催し、働く環境の改善に取り組んでいる。【資料 5-1-17】

4) 危機管理

学校法人国際大学危機管理規程が定められ、不測の事態に備えている。新型コロナウイルス対応では、規程に基づき対策本部を設置し、1 週間に 1 度会議を実施している。令和 2(2020)年 9 月 30 日時点で、新型コロナウイルス感染者は 0 である。【資料 5-1-18】【資料 5-1-19】

5) 安全配慮

本学の消防計画に基づき全学的な避難訓練を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策の 3 密を避けるため、令和 2(2020)年は学生による消火器訓練と Google Form

を利用した安否確認を全学生、教職員対象に行う。【資料 5-1-20】

令和 2(2020)年春学期から対面で授業を行う際には、職員による授業前検温、手指・机の消毒を行う。また、3 密を避けるため、教室及び自習室の収容人数を制限するなどの措置を執る。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的を達成するための中期計画・事業計画にもとづく取組や情報公開は、引き続き、これを適切に行う。

また、規律と健全性を維持した学校経営、安全安心な労働環境整備の重要性が一層高まっている中、平成 29(2017)年度以降の事業計画において法人全体で取り組むべき事項としているコンプライアンス・メンタルヘルス対応など健全な教育・労働環境整備についても引き続き進める。

今後、継続的な努力として、新型コロナウイルス感染症の中長期的な影響を評価し、中期計画の見直しや学生数や受託事業・寄付金収入など財政上の数値目標等を毎月の常任理事会等でモニターし、評価していく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】 学校法人国際大学寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 5-1-2】 学校法人国際大学就業規則

【資料 5-1-3】 学校法人国際大学規程集目次【資料 F-9-1】と同じ

【資料 5-1-4】 国際大学研究者行動規範

【資料 5-1-5】 国際大学情報公開規程

【資料 5-1-6】 学校法人国際大学公益通報者の保護等に関する規程

【資料 5-1-7】 学校法人国際大学個人情報の保護に関する規程

【資料 5-1-8】 国際大学における研究費の適正管理に関する規程【資料 4-4-3】と同じ

【資料 5-1-9】 国際大学における研究活動に係る不正防止及び対応に関する規程

【資料 4-4-4】と同じ

【資料 5-1-10】 国際大学研究活動不正防止推進体制・防止計画【資料 4-4-6】と同じ

【資料 5-1-11】 「スーパーグローバル大学創成支援」構想調書【タイプ B】国際大学

【資料 5-1-12】 学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程

【資料 5-1-13】 学校法人国際大学 2020 年度事業計画書【資料 F-6】と同じ

【資料 5-1-14】 学校法人国際大学 2019 年度事業報告書【資料 F-7】と同じ

【資料 5-1-15】 国際大学ホームページ 事業計画・財務報告

【資料 5-1-16】 学校法人国際大学倫理委員会規程

【資料 5-1-17】 学校法人国際大学安全衛生管理規程

【資料 5-1-18】 学校法人国際大学危機管理規程

【資料 5-1-19】 新型コロナウイルス感染症危機管理対策本部第 1 回会議記録

【資料 5-1-20】 国際大学消防計画

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、本法人の意思決定を行う機関として位置づけられており、「学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項および権限等に関する規程」を定め、それぞれの会議体での業務執行基準、決定事項を定め、また学長の理事としての役割を明確化し運営している。

【資料 5-2-1】

常任理事会については原則月 1 回（7 月、8 月、12 月を除く）実施し、理事会については、5 月、7 月、11 月、3 月の合計 4 回実施し、規程に基づき会議招集、必要に応じ臨時の理事会を実施している。評議員会については、5 月、11 月、3 月に実施し、理事会案件によって、理事会の前後に諮問または報告を実施している。令和 2(2020)年度より、本学の中期計画について評議員の意見を聞くべく、7 月にも評議員会を実施することとした。

また改正私立学校法の施行に基づき、本学においても寄附行為を改正し、令和 2(2020)年 4 月より施行している。改正内容は学校法人の責務の新設、役員の実務の明確化、理事・理事会機能の実質化、監事の理事に対する牽制機能の強化、評議員会機能の実質化等である。責任の明確化と同時に、役員損害賠償責任保険への加盟及び外部理事との責任限定契約を結び、役員がその責務を安心して果たすことのできる体制を整備した。【資料 5-2-2】

【資料 5-2-3】

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

5-2 の改善・向上方策（将来計画）として、以下 2 点の検討を行う。

- 1) 内外理事の職務分担の検討を行い、常任理事会にて決定、理事会、評議員会にて周知を諮り、それぞれの役割に応じた職務を遂行できるようにする。
- 2) 理事会の執行機関としての常任理事会を更に機能的にするための方策を常任理事会等で検討をする。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】 学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程
【資料 5-1-10】 と同じ

【資料 5-2-2】 役員賠償責任保険への加入について

【資料 5-2-3】 責任限定契約書

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事会は、本法人の意思決定を行う機関として位置づけられており、8 人（外部理事 6 人）の理事で構成されている。そのうち管理部門 2 人、教学部門 2 人で構成されており、管理部門と教学部門の連携を図っている。理事会の常務執行機関として、常任理事会を設置しており、原則月 1 回実施している。常任理事会は、管理部門、教学部門、監事およびグローコム所長が出席をし、管理部門、教学部門のコミュニケーションが図られている。

法人会議の内容については、メールでの教職員通知、運営委員会を始め、研究科教授会、言語教育研究センター会議にて報告され、また運営委員会の内容は、理事会、評議員会で報告され、それぞれ重要案件についての情報共有を相互に行っている。【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】【資料 5-3-3】

監事については、寄付行為の定めに従って理事会に選任された候補者から、評議員の同意を得て理事長が選任している。現在 2 名が監事を務め、定められた職務を遂行し、理事会、評議員会、常任理事会に出席し、意見を述べている。また、法人業務、財産状況について監査報告書を作成、理事会、評議員会に提出している。【資料 5-3-4】

令和元(2019)年度の法人会議の出席率は以下の通り。

常任理事会 91.1%

理事会理事出席率（書面出席含む）：100%

理事会理事出席率（書面出席含まない）：81.3%

理事会監事出席率：75%

評議員会出席率（書面出席含む）：98.1%

評議員会出席率（書面出席含まない）：72.2%

【資料 5-3-5】【資料 5-3-6】

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

理事長及び教職員との意見交換の場を設定し、より理事長のリーダーシップを強化し、教職員からの意見を取り入れられるようにする。また令和 2(2020)年 3 月の寄附行為の変更を受けた今後の実施項目の洗い出し及び実施を行う。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】 学校法人国際大学 役員、評議員、顧問【資料 F-10-1】と同じ

【資料 5-3-2】 学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程【資料 5-1-12】と同じ

【資料 5-3-3】 国際大学運営委員会規程【資料 2-2-9】と同じ

【資料 5-3-4】 監査報告書【資料 F-11】と同じ

【資料 5-3-5】 理事会開催状況【資料 F-10-2】と同じ

【資料 5-3-6】 評議員会開催状況 【資料 F-10-3】 と同じ

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしていない。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和元(2019)年度は、中期計画(2018-2022 年度)に基づき、令和 2(2020)年度事業計画基本方針を策定。中期計画では、達成数値、達成年度の目標を掲げ、毎年進捗状況確認、見直しを行い、理事会に報告、審議している。【資料 5-4-1】 【資料 5-4-2】 【資料 5-4-3】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

令和元(2019)年度は、中期計画(2018-2022 年度)並びに令和元(2019)年度事業計画に基づき財務運営を行ったが、入学者減少により学納金が減少したことが大きく影響し、基本金組入前、組入後ともに支出超過となったため、収支バランスの確保には至らなかった。また中期計画の見直し、入学者・外部資金増加に向けた更なる改善・向上方策を策定し、財政基盤安定に向けて更に改善活動を行う。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

募金活動の推進と新たな募金体制の構築を目標とし、40 周年募金活動開始、ふるさと納税制度を活用した寄付金活動を継続して推進する。

令和 2(2020)年度はコロナ渦での新入生数確保、学納金収入増に繋げるため、来日時の PCR 検査や宿泊料を補填するための特別奨学金を新たに設けた。その原資として修了生に寄付を募り 3.5 百万円の寄付を受け、新入生に 1 人 10 万円の支給を行う。

企業、政府の研修については、コロナ渦での安全確保のため、オンラインでの研修にも対応し、研修実施に繋げる。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】 学校法人国際大学 経営改善計画 2018-2022 【資料 1-2-6】 と同じ

【資料 5-4-2】 学校法人国際大学 2020 年度事業計画書 【資料 F-6】 と同じ

【資料 5-4-3】 学校法人国際大学 2019 年度事業報告書 【資料 F-7】 と同じ

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学の会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人国際大学経理規程」「同施行細則」に則り、厳正・的確に行われている。会計処理に関する疑問・問題がある場合は、監査法人、私学事業団経営相談センター等に、都度指導を仰ぎ適切な会計処理を行っている。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

学校法人国際大学内部監査規程に基づき、監査法人による外部監査、監事監査、内部監査をそれぞれ実施するとともに、三者の連携を図るため、三様会議を年 2 回以上実施し、意見交換・調整を行い、不正・誤謬を防ぐとともに適正・厳正な監査体制を構築し、実施している。【資料 5-5-3】

令和元(2019)年度の予算執行状況を踏まえ補正予算編成を行い、令和 2(2020)年 3 月理事会・評議員会にて承認された。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2(2020)年度は主に新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予算から大幅に変更が生じ、第 1 回補正予算を編成し、令和 2(2020)年 7 月理事会・評議員会にて承認された。これに基づき厳正・的確な予算執行管理を引き続き行う。

三様監査の実施状況は、以下の通り。引き続き監査体制を整え、厳正な監査を実施し、当年度予算執行及び次年度予算編成を行う。

- ・ 監査法人監査：6 月
- ・ 監事監査：7 月
- ・ 内部監査：9 月～

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-1】 学校法人国際大学経理規程

【資料 5-5-2】 学校法人国際大学経理規程施行細則

【資料 5-5-3】 学校法人国際大学内部監査規程

【基準 5 の自己評価】

基準 5 各項目で述べたように、本学では、経営の規律と誠実性を維持し、法令や大学設置基準等を遵守しながら適切に教育情報・財務情報を公開し、大学の使命・目的の達成に向けて理事会、学長による適切な意思決定とリーダーシップの下、中期計画・財務計画が策定され業務執行されている。財政基盤の更なる安定化を目指して改善すべき点があり、役員・評議員の意見を参考にしながら財政基盤安定に向け改善活動を行っている。しかしながら安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保にはいたっていない。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしていない。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は事務組織内で内部質保証の体制を整えるべく、令和元(2019)年7月1日から「毎年自己点検・自己評価」とし、ワーキンググループを発足した。これは各事務局から代表を募り、来るべき日本高等教育評価機構(JIHEE)の認証受審に向けて、JIHEEの基準、評価の視点に沿って、毎年自己点検評価報告書を作成しようというものである。実際に評価報告書を作成し、そこで出てきた課題を把握し、改善活動を毎年行うことで、基準に適合した大学運営の実施を目指している。また学長戦略室及び事務局長により、評価報告書の確認をし、実地調査と名づけた評価報告書の点検及び将来計画(改善活動)の提言及び調整をし、改善活動へと繋げる取り組みを行っている。

また学外の有識者4名に外部評価委員として就任を要請し、令和2(2020)年7月17日に外部評価委員会を開催し、有識者から自己点検評価報告書の点検・評価が行われ、大学運営に関する改善提案を受けた。この改善提案は国際大学自己点検評価外部評価報告書としてまとめ、学長に提出がなされ、学長の今後の大学運営の参考としている。ワーキンググループの点検評価、改善計画書の作成及び実施、外部評価委員の改善報告書の作成、これらの結果を学長方針に盛り込み、次年度の事業計画の実施項目としている。このようにPDCAサイクルが回るような恒常的な内部質保証のための改善活動を行う体制を整備している。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

組織図等を作成し、責任体制の明確化が、まだなされていない。責任を明確化し、内部質保証を推進する体制の整備を進める。また本学の規模、スケジュールにあった点検、評価、改善活動ができるよう計画を見直し、内部質保証体制を確立する。

【エビデンス集・資料編】

特に無し

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学においては、前述のとおり、毎年自己点検・自己評価ワーキンググループを召集し、点検評価活動を継続して行っている。このワーキンググループでは、評価報告書を作成するとともに、エビデンスの整備、収集も実施しており、提出されたエビデンスも適切であるか、不十分ではないか、Update や改善ができないか等、随時検討を行っている。また報告書としてまとめた自己点検評価報告書は、IR 及び自己点検・評価委員会に提出され、点検評価された後、その結果が運営委員会にて報告される。また、この点検評価報告書は理事会・評議員会に提出され、理事、評議員の意見を聞いた後、理事長に提出され、大学 HP に掲載される。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。

学内では以前から現状を把握するために、各種調査並びにデータの収集をおこなってきたが、自己点検・評価に関する規程の改訂（平成 30(2018)年 7 月 1 日制定）にて新たに IR (Institutional Research) に関する事項が追記され、教育・研究等に関するデータの収集・分析が、本学の自己点検・評価及び学内の意思決定を支援する活動であることが明確化に示された。この規程により学長を委員長とする IR 及び自己点検・評価委員会を設置し、必要に応じてワーキンググループを置くことができるようになり、IR 活動を行う体制は整備された。【資料 6-2-1】

この規程の改訂後に、学内においてデータの収集・分析への理解が、より深まり、本学では、IR 部門にて新入生調査、修了予定者向け調査、データ分析、情報公開作業等を行っている。

新入生調査については、平成 30(2018)年度より実施し、継続的に行っている。調査によって得られたデータは学生募集活動の改善に向けた分析に利用されている。

修了予定者向け調査については、令和元(2019)年度は、教育の質の向上のために学修行動に係る設問を追加し、集計も従来の単年度のものに加えて、研究科又はプログラムでの比較や経年での変化が見られるようにした。更に本年度は、精度の向上及び高度な分析が出来るよう全体的に設問の設定を見直した。

データ分析については、現状把握の精度を向上させるために、新入生調査の結果から計量テキスト解析を、修了予定者向け調査の結果から相関分析を試行した。

情報公開については、近々、学修行動の把握の一つである学修時間の公開を予定している。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための自己点検・評価活動の在り方を見直し、大学の規模に見合った点検評価活動ができるようにする。

また IR に関する将来の計画としては以下を予定している。

- ・新入生調査は経年での変化が見られるような集計を行う。
- ・授業評価調査は大幅な改訂（学修行動に係る設問の設定、身に付いた能力に係る設問の見直し等）が進められており、コロナ禍で作業は遅れているが、改訂版にて本年度中に実施する。

- ・修了予定者向け調査は、現在改訂中のディプロマ・ポリシー（学修成果の明確化）を受けた設問を設定して、本学における学修成果を把握する。
- ・本学の就職支援及び教育の質を改善するために、本年度中に修了後3年を経過した修了生を対象に修了生向け調査を実施する。
- ・学修行動を客観的に把握するためのデータを収集、整備する。また、就職関連のシステムも改善すべきところが多く、現状では分析に足るデータが収集できていないので、今後もシステムの改善を図る。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-1】 国際大学 IR 及び自己点検・評価規程

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしていない。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、中期計画に基づき大学全体の三つのポリシーを策定している。前年度の自己点検・自己評価にて、改善事項として三ポリシーの見直しが挙げられていたため、前述のとおり令和2(2020)年6月3日に第2回大学カリキュラム委員会にて、ディプロマポリシー（DP）の見直しが行われた。新しいDPは運営委員会に提出され、承認がなされ、その結果は上位機関である常任理事会、理事会、評議員会に報告がなされている。

また点検評価報告書及び改善計画書等にて学長が改善事項を決定し、それを次年度の事業計画に反映をしている。この事業計画を基に、各部署にて個別事業計画を策定し、事業を進めて行く。自己点検ワーキンググループにて、事業活動を点検評価し、報告書としてまとめることで、PDCA サイクルを恒常的に回している。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

現在行われている自己点検・評価活動を継続して実施し、報告書にまとめることで、上位機関に検討してもらう判断材料を作成し、PDCA が回るような組織体制の確立を目指す。

また内部質保証に重要な三ポリシーの見直しを運営委員会等にて行い、中期計画に基づいた事業計画を作成し、年度で行った活動の点検評価を行う体制を整備する。

【エビデンス集・資料編】

特に無し

[基準 6 の自己評価]

基準 6 は満たしていないと評価する。内部質保証を推進するための体制が、まだ確立されておらず、組織図や責任体制の明確化が行われていない。また本学の規模にあった内部質保証体制の確立を本学の規模に近い他大学を参考にしながら、検討し、体制の確立を進める。

IV. エビデンス集一覧

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人国際大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	国際大学パンフレット	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	国際大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	【F-4-1】 2020 年度国際大学大学院（修士課程）学生募集要項	
	【F-4-2】 2020 Admissions Guidelines [英語]	
	【F-4-3】 2020 年度国際大学大学院国際関係学研究科博士後期課程 学生募集要項	
	【F-4-4】 2020 PhD Admissions Guidelines Graduate School of International Relations [英語]	
	【F-4-5】 2020 年度国際大学大学院 国際関係学研究科(修士課程) 外国人留学生特別選抜による募集要項	
	【F-4-6】 2020 Admission Guidelines for Special Selection for International Students Graduate School of International Relations [英語]	
	【F-4-7】 2020 年度国際大学大学院国際経営学研究科（修士課程）外国人留学生特別選抜募集要項	
	【F-4-8】 2020 Admission Guidelines for Special Selection for International Students Graduate School of International Management [英語]	
【資料 F-5】	学生便覧	
	【F-5-1】 国際関係学研究科・学生便覧（Curriculum Handbook） [英語]	
	【F-5-2】 国際経営学研究科・学生便覧（Student Handbook） [英語]	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人国際大学 2020 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人国際大学 2019 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	IUJ Campus Map 国際大学建物配置図	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	【F-9-1】 学校法人国際大学規程集目次 【F-9-2】 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター規程一覧	

【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 【F-10-1】学校法人国際大学 役員、評議員、顧問 【F-10-2】理事会開催状況 【F-10-3】評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間） 平成27年度決算報告書、監査報告書 平成28年度決算報告書、監査報告書 平成29年度決算報告書、監査報告書 平成30年度決算報告書、監査報告書 令和元年度決算報告書、監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ） Course Syribus	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） Mission and 3 policy	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） 該当無し	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） 該当無し	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	国際大学大学院の目的に関する規程	
【資料 1-1-2】	国際大学ホームページ「国際関係学研究科 3 ポリシー」	
【資料 1-1-3】	国際大学ホームページ「国際経営学研究科 3 ポリシー」	
【資料 1-1-4】	「国際大学のあり方」（和英）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	新ビジョン委員会・IUJの新ビジョンミッション	
【資料 1-2-2】	建学の理念（使命目的）HP版	
【資料 1-2-3】	情報公開 HP（教育研究上の目的等）	
【資料 1-2-4】	事業計画掲載 HP	
【資料 1-2-5】	学校法人国際大学 2020 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-2-6】	学校法人国際大学 経営改善計画 2018-2022	
【資料 1-2-7】	国際大学ホームページ「国際関係学研究科 3 ポリシー」	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-2-8】	国際大学ホームページ「国際経営学研究科 3 ポリシー」	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-9】	国際大学大学院の目的に関する規程（第2条）	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-2-10】	国際大学大学院の目的に関する規程（第3条）	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-2-11】	国際大学言語教育研究センター規程	
【資料 1-2-12】	国際大学松下図書・情報センター規程	
【資料 1-2-13】	国際大学研究所規程	
【資料 1-2-14】	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2020 年度国際大学大学院（修士課程）学生募集要項 (p.1)	【資料 F-4-1】と同じ
【資料 2-1-2】	2020 Admissions Guidelines (p.2) [英語]	【資料 F-4-2】と同じ

国際大学

【資料 2-1-3】	2020 年度国際大学大学院国際関係学研究科博士後期課程 学生募集要項 (p.1)	【資料 F-4-3】と同じ
【資料 2-1-4】	2020 PhD Admissions Guidelines Graduate School of International Relations (p.1) [英語]	【資料 F-4-4】と同じ
【資料 2-1-5】	2020 年度国際大学大学院 国際関係学研究科(修士課程) 外国人留学生特別選抜による募集要項(p.1)	【資料 F-4-5】と同じ
【資料 2-1-6】	2020 年度国際大学大学院国際経営学研究科(修士課程) 外国人留学生特別選抜募集要項 (p.2) [英語]	【資料 F-4-7】と同じ
【資料 2-1-7】	国際大学大学院入学者選抜試験規程	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	夏期英語集中プログラム(IEP)	
【資料 2-2-2】	オリエンテーションの資料 (英語)	
【資料 2-2-3】	国際関係学研究科・学生便覧 (Curriculum Handbook p.19)	【資料 F-5-1】と同じ
【資料 2-2-4】	国際経営学研究科・学生便覧 (Student Handbook pp.10-11)	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 2-2-5】	科学の健全な発展のために (For the Sound Development of Science)	
【資料 2-2-6】	国際大学チューターに関する規程	
【資料 2-2-7】	Supervision Guide (GSIR)	
【資料 2-2-8】	国際経営学研究科・論文ガイド(Advanced Seminar Guidelines)	
【資料 2-2-9】	国際大学運営委員会規程	
【資料 2-2-10】	国際大学ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-2-11】	TA Hiring Guideline (GSIR)	
【資料 2-2-12】	TA Hiring Guideline (GSIM)	
【資料 2-2-13】	教員オフィスアワー一覧 (GSIR)	
【資料 2-2-14】	教員オフィスアワー一覧 (GSIM)	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	Resume book	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	INFO PACK:Prearrival/Arrival Guide [英語]	
【資料 2-4-2】	IUJ Dormitory Information	
【資料 2-4-3】	Guide To Health Care & Hospital [英語]	
【資料 2-4-4】	GUIDE TO WOMEN'S HEALTH	
【資料 2-4-5】	FAMILY GUIDE	
【資料 2-4-6】	2021 IUJ Scholarship Guidelines : Masters Programs [英語]	
【資料 2-4-7】	2021 IUJ Scholarship Guidelines : PhD Programs [英語]	
【資料 2-4-8】	国際大学 (IUJ) 奨学金のご案内 修士課程 日本人向け	
【資料 2-4-9】	国際大学 (IUJ) 奨学金のご案内 博士後期課程 日本人向け	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	国際大学 地震建物調査報告	
【資料 2-5-2】	防犯カメラ増設位置	
【資料 2-5-3】	国際大学松下図書・情報センター規程	【資料 1-2-12】と同じ
【資料 2-5-4】	国際大学松下図書・情報センター運営委員会規程	
【資料 2-5-5】	MATSUSHITA LIBRARY & INFORMATION CENTER (MLIC LIBRARY) GUIDE	
【資料 2-5-6】	Capmus IT User Guide	
【資料 2-5-7】	履修者数一覧 (2019/2020 Academic Year)	
【資料 2-5-8】	建物設備長期修繕計画(2020-2035)	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	Graduate School of International Relations Council Consitution	

【資料 2-6-2】	Graduate School of International Relations Council Mission, Scopes and Objectives	
【資料 2-6-3】	国際経営学研究科・学生便覧 (Student Handbook pp. 25-26)	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 2-6-4】	IUJ Bus Service	
【資料 2-6-5】	修了時サーベイ問題点等データ (学寮)	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	国際関係学研究科修士課程ディプロマ・ポリシー	
【資料 3-1-2】	国際関係学研究科博士課程ディプロマ・ポリシー	
【資料 3-1-3】	国際経営学研究科ディプロマ・ポリシー	
【資料 3-1-4】	国際大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-5】	国際関係学研究科(修士課程)・学生便覧(Curriculum Handbook)	【資料 F-5-1】と同じ
【資料 3-1-6】	国際経営学研究科・学生便覧 (Student Handbook)	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 3-1-7】	国際経営学研究科・論文ガイド (Advanced Seminar Guidelines)	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 3-1-8】	学位論文／研究レポート評価基準	
【資料 3-1-9】	単位互換換算表	
【資料 3-1-10】	設置の趣旨等を記載した書類	
【資料 3-1-11】	博士論文ガイドライン (PhD Dissertation Guideline)	
【資料 3-1-12】	国際関係学研究科(博士後期課程)・学生便覧	
【資料 3-1-13】	国際関係学研究科修士論文／研究レポート審査報告書兼ルーブリック	
【資料 3-1-14】	国際経営学研究科修士論文審査報告書兼ルーブリックおよび研究レポート用ルーブリック	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	国際大学ホームページ「国際関係学研究科 3 ポリシー」	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 3-2-2】	国際大学ホームページ「国際経営学研究科 3 ポリシー」	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 3-2-3】	国際関係学研究科(修士課程)・学生便覧(Curriculum Handbook)	【資料 F-5-1】と同じ
【資料 3-2-4】	国際経営学研究科・学生便覧 (Student Handbook)	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 3-2-5】	国際経営学研究科のカリキュラム・マップ	
【資料 3-2-6】	国際経営学研究科・教育目標ごとに定めた評価基準 (ルーブリック)	
【資料 3-2-7】	国際経営学研究科の授業評価システム「Criteria and Evaluation Process for Continuous Improvements of Teaching Performance」	
【資料 3-2-8】	国際大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程	
【資料 3-2-9】	IUJ FD Annual Plan 2020/2021 及び 2020 / 2021 FD Activity Programs	
3-3. 学修成果の点検・評価		
	特になし	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		

国際大学

【資料 4-2-1】	専任教員一覧（所属別）	
【資料 4-2-2】	専任教員一覧（年齢別）	
【資料 4-2-3】	専任教員一覧（国籍別）	
【資料 4-2-4】	国際関係学研究科博士後期課程教員組織一覧	
【資料 4-2-5】	国際大学教員採用・昇任人事手続規程	
【資料 4-2-6】	国際大学教員資格評価基準	
【資料 4-2-7】	国際大学教員資格評価基準国際関係学研究科内規	
【資料 4-2-8】	AACSB ISER 報告書 [英語]	
【資料 4-2-9】	国際大学専任教員テニュア制度に関する規程	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	国際大学 SD 方針	
【資料 4-3-2】	研修等参加実績	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	Office 配置図	
【資料 4-4-2】	国際大学研究室利用及び管理運営要領	
【資料 4-4-3】	国際大学における研究費の適正管理に関する規程	
【資料 4-4-4】	国際大学における研究活動に係る不正防止及び対応に関する規程	
【資料 4-4-5】	国際大学における人を対象とする研究倫理規程	
【資料 4-4-6】	国際大学研究活動不正防止推進体制・防止計画	
【資料 4-4-7】	国際大学個人研究費取扱要領	
【資料 4-4-8】	国際大学個人研究費交付基準	
【資料 4-4-9】	国際大学学内助成金取扱要領(研究プロジェクト/学会出席)	
【資料 4-4-10】	GrantWorkshop20191016	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人国際大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人国際大学就業規則	
【資料 5-1-3】	学校法人国際大学規程集目次	【資料 F-9-1】と同じ
【資料 5-1-4】	国際大学研究者行動規範	
【資料 5-1-5】	国際大学情報公開規程	
【資料 5-1-6】	学校法人国際大学公益通報者の保護等に関する規程	
【資料 5-1-7】	学校法人国際大学個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-8】	国際大学における研究費の適正管理に関する規程	【資料 4-4-3】と同じ
【資料 5-1-9】	国際大学における研究活動に係る不正防止及び対応に関する規程	【資料 4-4-4】と同じ
【資料 5-1-10】	国際大学研究活動不正防止推進体制・防止計画	【資料 4-4-6】と同じ
【資料 5-1-11】	「スーパーグローバル大学創成支援」構想調書【タイプ B】国際大学	
【資料 5-1-12】	学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程	
【資料 5-1-13】	学校法人国際大学 2020 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-14】	学校法人国際大学 2019 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-1-15】	国際大学ホームページ 事業計画・財務報告	
【資料 5-1-16】	学校法人国際大学倫理委員会規程	
【資料 5-1-17】	学校法人国際大学安全衛生管理規程	

国際大学

【資料 5-1-18】	学校法人国際大学危機管理規程	
【資料 5-1-19】	新型コロナウイルス感染症危機管理対策本部第 1 回会議記録	
【資料 5-1-20】	国際大学消防計画	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程	【資料 5-1-12】と同じ
【資料 5-2-2】	役員賠償責任保険への加入について	
【資料 5-2-3】	責任限定契約書	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人国際大学 役員、評議員、顧問	【資料 F-10-1】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程	【資料 5-1-12】と同じ
【資料 5-3-3】	国際大学運営委員会規程	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 5-3-4】	監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-3-5】	理事会開催状況	【資料 F-10-2】と同じ
【資料 5-3-6】	評議員会開催状況	【資料 F-10-3】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人国際大学 経営改善計画 2018-2022	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 5-4-2】	学校法人国際大学 2020 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-4-3】	学校法人国際大学 2019 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人国際大学経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人国際大学経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	学校法人国際大学内部監査規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
	特になし	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	国際大学 I R 及び自己点検・評価規程	
6-3. 内部質保証の機能性		
	特になし	